

官報

号外 昭和三十四年四月七日

第三十一次衆議院會議録 第三十六号

昭和三十四年四月七日(火曜日)

議事日程 第三十一号

昭和三十四年四月七日

午後一時開議

第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

日程第一 一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

農地被買取者問題調査会設置法案(内閣提出)

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

接収資金等の処理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時十五分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

九州地方開発審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 九州地方開発審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 九州地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、九州地方開発審議会委員に橋橋渡君、上林山榮吉君、大久保武雄君、伊藤卯四郎君及び石橋政嗣君を指名いたします。

最低賃金法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(加藤謙五郎君) お諮りいたします。参議院から、内閣提出、最低賃金法案が回付されております。この際

議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

最低賃金法案の参議院回付案を議題といたします。

最低賃金法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月三日

参議院議長 松野鶴平
衆議院議長 加藤謙五郎殿

(本館送付案に対する参議院の修正に依る条文を掲ぐ。小字及び一は参議院修正)

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定(使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。)が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に関する定に基き、その申請の際の当事者である使用者(当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。)及びその使用する労働者(以下「労働者」という。)

者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申請に係る業者間協定における賃金の最低額に関する定が適当でないとき認められる場合においては、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の意見に基き、当該当事者に対して、その賃金の最低額に関する定を修正して再申請すべきことを勧告することができる。

12³ 第一項 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者(参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。)及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第十条又は前条に規定する同種の労働者○又はこれに類する労働者(以下「労働者」という。)を使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」といふ)に意見を求めなければならぬ。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて、猶予し、又は最低賃金額について別段の定をすることができる。

(最低賃金審議会への諮問)
第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の決定又は前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれをしなければならぬ。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條第一項、第十二條第五項又は前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見に同意し認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならぬ。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金)
第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認める場合において、第九條第一項、第十条、第十一条又は第十三條第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の決定について準用する。
(最低工賃の決定)
第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十条、第十一条又は第十六條第一項

の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者に適用する最低工賃の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、
○前項の規定による場合において、
○必要があると認めるときは、
○最低工賃において、当該地域内の家内労働者で前項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で前項に規定する委託者と同種の事業を営むもの、当該最低工賃を適用すべきことの決定をすることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

4 第十五條第二項の規定は、第一項及び前項の決定について準用する。
(専門部会)
第三十一条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業に

ついて専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、第十六條第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならぬ。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 最低工賃に関して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第二十八條第二項及び第三項、第二十九條第一項、第四項及び第五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
最低賃金審議会は、審議に際し必要と認めるときは、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。
(職権等)
第三十六條 第九條第一項、
第十條、
第十一條、
第十三條、
第十四條、
第十六條及び第二十條に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道

府県労働基準局の管轄区域にわたる事業及び一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事業で労働大臣が全国的に関連があると認めて労働省令で定めるところにより指定するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事業(労働大臣の職権に属する事業を除く)については、当該都道府県労働基準局長が行ふ。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低賃金又は最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第十五條の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

4 第四十二條 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、第十六條第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならぬ。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4 最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5 第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の規定は最低賃金専門部会について、準用する。

6 第三十一条第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

○議長(加藤繁五郎君) 質疑の通告があります。これを許します。多賀谷眞稔君。

〔多賀谷眞稔君登壇〕

○多賀谷眞稔君 私はいま参議院より修正せられ本院に回付せられた最低賃金法案につき、修正部分について、提案者並びに労働大臣に対し、日本社会党を代表して、以下、数点につき質問せんとするものであります。

(拍手)

質問の第一点は、まず、本法案の批判の最大なるものは、世界に他に類例を見ない業者間協定についてであります。これは、近代労働法の最大の原則たる、労働条件は労使対等において決定するというに全く背反すること、は、識者の認めるところであります。

労働基準法第二条にこの原則を明定し、また、たとい組合の組織ができない場合でも、労働基準法は、賃金の一部控除の場合も、時間外及び休日の労働協定の場合も、就業規則の作成の場

合も、それぞれ、条文に「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。」と規定しており、労働条件の決定には、当該労働者の代表の意見を反映すべく、非常な苦心と努力を払っているのであります。これを修正案においてはいかに考慮せられたのか、いかなる点を修正されたのか、お尋ねいたしたい。使用者の一方的決定を法によって保障することは、労働立法でなくて産業立法であり、中小企業団体の組織に関する法律の調整事項ともいふべきものであります。この点、いかに修正案では盛り込まれたか、お尋ねいたしたいのであります。

質問の第二点は、本修正案とILO条約第二十六号との関係についてであります。ILO条約——最低賃金決定制度の創設に関する条約が、その第三条において、「本条約を批准する各締結国は、最低賃金決定制度の性質及形態並に其の運用方法を決定するの自由を有す。」とあり、この条約は、批准国に自由裁量の余地を残す、きわめて寛大なものであります。これが寛大な理由は、本条約は、一九二八年、すなわち三十年前に採択されたものでありまして、国際法としては賃金規則が初めての試みであり、いまだ経験がなかったからであります。また、

当時は、オーストラリアやニュージールランドの最低賃金制を別とすれば、ヨーロッパ大陸の最低賃金制は多く苦汗労働者ないし家内労働者に対するものでありました関係上、国際労働法としては非常にラフな規定となっており、最低賃金制も、勢い、特定の低賃金労働者階層を対象とせざるを得なかつたのであります。かように、この条約が寛大であるとはいへ、ただ一つ、この条約が要求しておりますことは、本条約第三条ただし書きにおいて、いかなる場合においても労使対等制度の運用に参予せしむべしという、労使対等参予の原則をうたつているのであります。この点が、政府原案においては本条約に違反するということが論議せられ、公聴会においても幾たびか指摘されたところであらう。

本修正案においては、この非難を緩和するためか、第九条第二項において、労働大臣または基準局長は、賃金の最低額に関する定めを改正し、再申請すべきことを勧告することができる、と修正されておりますが、これで果して条約に適合することになったとお考えであるでしょうか。この点、明確にお答え願いたいと思つてあります。

(拍手)

さらに、最低賃金決定制度の実施に関する勧告においては、「最低賃金決定制度は、其の採れる形式の如何を問はず、……該職業又は職業の部分に於ける使用者及労働者と協議して、之を運用すべく、如何なる場合に於ても、最低賃金率の決定に関する一切の事項に付ては、右使用者及労働者の意見を求め且其の意見に対しては充分にして均等なる考慮を払ふべし。」と規定しているのであります。政府原案はこの勧告に抵触すると、みずから認めているのであります。この点は、修正案についてはどうなっているか。第三十一条の専門部会において、必要と認める場合、関係労使の意見を聞くといった程度の修正で、果してILOの勧告に合致すると考えるかどうか。この点、お尋ねいたしたいと思つてあります。

質問の第三点は、修正の第九条第二項についてであります。「賃金の最低額に関する定めを改正して再申請すべきことを勧告することができる。」となつておりますが、勧告された業者間協定の民事的効力はどうか、ありませうか。対労働者の関係においては無効となるのか、有効となるのか、依然として、改正を勧告されても有効であるのかどうか。この点、修正者から御答弁願いたいと思つてあります。

〔拍手〕改正せず、再申請しなくとも民事的には有効であるというならば、全くナンセンスであり、かような規定は意義の大半が失われて、いわば不当な低き賃金カルテルが横行することにな

るが、修正者はどういうふうに考えられておるか、お尋ねいたしたい。さらに、再申請の勧告をなすよりも、労働法第十八条の地域的一般拘束力におけるように、当該労働委員会は、「当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。」と、こゝろいった審議に修正権能を認められた方がよいと考えるが、修正者はどういうふうにお考えであるか。何ゆえに、この点について、修正案は、しり抜け的な、ざる的な規定にしたのか、その理由を伺いたしたいのであります。

次に、質問の第四点は、修正案は、第十五条に、「最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならぬ。」と修正してあります。この修正は、わが国には立法例を見ないのであります。おそらくイギリス法によつたものであると考えられるのであります。そこで、イギリスでは、再審議の結果、再び原案と同じものがなされれば、大臣はそれを採用して命令を出す慣行になっておりますが、提案者はこの点いかに考えられておるか、お尋ねいたしたい。また、政府は、本案が可決され、成立した後に、再答申が行われた場合、いかにその意見を採択するのか、法の運用に當つての労働大臣の答弁をお願いいたしたいと思つてあります。また、審議会の

は、……該職業又は職業の部分に於ける使用者及労働者と協議して、之を運用すべく、如何なる場合に於ても、最低賃金率の決定に関する一切の事項に付ては、右使用者及労働者の意見を求め且其の意見に対しては充分にして均等なる考慮を払ふべし。」と規定している

政府原案はこの勧告に抵触すると、みずから認めているのであります。この点は、修正案についてはどうなっているか。第三十一条の専門部会において、必要と認める場合、関係労使の意見を聞くといった程度の修正で、果してILOの勧告に合致すると考えるかどうか。この点、お尋ねいたしたいと思つてあります。

質問の第三点は、修正の第九条第二項についてであります。「賃金の最低額に関する定めを改正して再申請すべきことを勧告することができる。」となつておりますが、勧告された業者間協定の民事的効力はどうか、ありませうか。対労働者の関係においては無効となるのか、有効となるのか、依然として、改正を勧告されても有効であるのかどうか。この点、修正者から御答弁願いたいと思つてあります。

〔拍手〕改正せず、再申請しなくとも民事的には有効であるというならば、全くナンセンスであり、かような規定は意義の大半が失われて、いわば不当な低き賃金カルテルが横行することにな

るが、修正者はどういうふうに考えられておるか、お尋ねいたしたい。さらに、再申請の勧告をなすよりも、労働法第十八条の地域的一般拘束力におけるように、当該労働委員会は、「当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。」と、こゝろいった審議に修正権能を認められた方がよいと考えるが、修正者はどういうふうにお考えであるか。何ゆえに、この点について、修正案は、しり抜け的な、ざる的な規定にしたのか、その理由を伺いたしたいのであります。

次に、質問の第四点は、修正案は、第十五条に、「最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならぬ。」と修正してあります。この修正は、わが国には立法例を見ないのであります。おそらくイギリス法によつたものであると考えられるのであります。そこで、イギリスでは、再審議の結果、再び原案と同じものがなされれば、大臣はそれを採用して命令を出す慣行になっておりますが、提案者はこの点いかに考えられておるか、お尋ねいたしたい。また、政府は、本案が可決され、成立した後に、再答申が行われた場合、いかにその意見を採択するのか、法の運用に當つての労働大臣の答弁をお願いいたしたいと思つてあります。また、審議会の

は、……該職業又は職業の部分に於ける使用者及労働者と協議して、之を運用すべく、如何なる場合に於ても、最低賃金率の決定に関する一切の事項に付ては、右使用者及労働者の意見を求め且其の意見に対しては充分にして均等なる考慮を払ふべし。」と規定している

政府原案はこの勧告に抵触すると、みずから認めているのであります。この点は、修正案についてはどうなっているか。第三十一条の専門部会において、必要と認める場合、関係労使の意見を聞くといった程度の修正で、果してILOの勧告に合致すると考えるかどうか。この点、お尋ねいたしたいと思つてあります。

質問の第三点は、修正の第九条第二項についてであります。「賃金の最低額に関する定めを改正して再申請すべきことを勧告することができる。」となつておりますが、勧告された業者間協定の民事的効力はどうか、ありませうか。対労働者の関係においては無効となるのか、有効となるのか、依然として、改正を勧告されても有効であるのかどうか。この点、修正者から御答弁願いたいと思つてあります。

権限を強化するに際し、何ゆゑ審議会独自の発案権をお認めにならなかつたのか。これこそ、私は審議会の権限強化と考へるのであります。この点、いかに考へられたのか、提案者にお尋ねいたしたいと思います。

質問の第五点は、第二十条の修正点についてであります。第二十条の修正点は、私たち、政府の原案によりまして、第二項の最低賃金の決定は、第一項の最低賃金の決定と同時にのみならず、その後においても、必要と認めるときは、大臣または基準局長はそれを決定することができるものと考へられるのであります。しかるに、本修正案は、同時のみの決定を認め、その後、他の同種の業務に従事する家内労働者の工賃がきわめて低廉であるということが判明した場合においても、これに對して工賃の決定をすることができなくなり、原案よりも逆に範圍を狭め、著しい後退となると考へるのであります。その点、かような修正をされた理由は、どうでありましょうか。もし、提案者の答弁が、原案と同じである、こういう説明であるとするならば、原案はきわめてずさんといわなければなりません。一体、法の運用に當つて、労働大臣は、原案と修正案とが同一の趣旨の規定であつて、立法技術上の改正であるとして解せられているのか、この点について明確な答弁をお願いいたしたいのであります。

金法案は、いかに手直しをしても、しよせん、にせものにはすぎないのであります。むしろ、ILO条約を批准するために、業者間協定の不当性をカムフラージュせんとする、かえつて知能犯的修正といわざるを得ないのであります。(拍手)わが国の労働基準法制定よりここに十三年、最低賃金制度の実施を遅延し続けてきました政府が、ようやくにして、労働者の要求と国内の批判を受けて最低賃金制度に踏み切り、日の目を見んとするときに、三十年前に採択されたILO条約の適法性を議論することは、まことに遺憾であり、常任理事国としてまことに恥かしい次第といわなければなりません。(拍手)この業者間協定を柱とする法案の成立は、やがて国際労働機構で種々問題を提起されることでありましょうし、国際的信用を失墜する結果を招来することでありましょう。せつかく修正していただきたいけれども、これでは、労働者の生活の安定も、産業構造の近代化も期待することはできないやうであります。

以上の点に對して、提案者並びに労働大臣の答弁をお願いいたしたいと思いますのであります。(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕
○國務大臣(倉石忠雄君) 審議会の再審議に付した結果、審議会において同様な答申がなされた場合に、政府はどうする考へであるかというお尋ねで、ございますが、ただいま多賀谷さんからお話もありません。また、英国の例では、審議会が再審議の結果同一内容の意見を提出したときは、政府は慣行として大体それに從つて措置すると聞いております。

が、本法案の運用に当りましても、大体これと同じ気持ちで運用して参りたいと考へております。

それから、第二点は、第二十条に關する原案と修正案は同じ趣旨であるかどうかというお尋ねであります。われわれは同じ趣旨であると存じます。同時に、また、修正案によつてその意味がかえつて明確になった、このやうに考へておる次第であります。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 修正案提案者、參議院議員草葉隆圓君。
〔參議院議員草葉隆圓君登壇〕
○參議院議員(草葉隆圓君) 修正案の提案者といつたしまして、多賀谷君の御質問にお答えを申し上げます。

今度の修正は、業者間協定その他において、労使對等の精神に反しておるのではないかと、あるいはILO第二十六号条約の精神に反しておるのではないかと、第一並びに第二の御質問でございます。業者間協定に基く最低賃金は、業者間協定そのものを直ちに最低賃金の決定とするのではないのであります。労、使、公益三者構成の最低賃金審議会に諮問をいたしました。その意見を尊重して行政官庁が決定するものでありますから、原案そのものにおきましても、私はILO条約に適合しておるものと考へておるのであります。しかし、ILO条約の、ただいま御指摘になりました二十六号第三條その他におきましても、ILO条約の労使双方の均等の参加という趣旨を一そう明確にいたしました意味において修正をいたしました次第であります。その修正の中心は、最低賃金審議会の権限を強化して、行政官庁は、最

低賃金審議会の意見によりがたいと認むるときは、理由を付して再審議を求めなければならぬといつたしました。点、さらに、最低賃金審議会は、審議に際して必要があるときには、関係労使その他の関係者の意見を聞くものとすといふ新しい一項を加へまして、この点を一そう強調いたしましたのであります。

第三の点におきましては、業者間協定による最低賃金の申請の内容が不適當と認める場合におきまして、最低賃金審議会が必要と認めるときには、行政官庁は、その意見に基いて、当事者に對してその内容を改正して再申請すべき旨の勧告をすることができるといふ、一項を加へたのであります。

さらに、ただいま、家内工賃、いわゆる内職等の場合の問題を御引例になりました点におきまして、地域的最低賃金の決定に當ります場合、アウトサイダーの労働者には、従前は異議の申し立てが明文化しておらなつたのであります。従前は使用者だけにこれを認めておつたのでありますから、今回第十二條の改正に當りまして、労働者の異議申し立てを修正いたしました次第であります。

なお、賃金審議会に再申請をすることとなつておるが、むしろ修正権限を付すべきものではないかという趣旨の御質問であつたと承りました。しかし、賃金審議会はどこまでもいわゆる諮問機関であつて、行政の責任は、行政官庁の責任者である労働大臣またはその下部機関であります都道府県の機関によつてなされるべきものであると存じまして、審議権を付与する

ことは同意いたしかねて、かような修正といつた次第であります。

次の御質問は、業者間協定は、改正を勧告された場合に、民事的の有効無効はどうかという御質問であつたと承りました。承りました。民事的には有効であると存じます。しかしながら、社会的に必要がありません場合に、最後は、御案内の第十六條の発動も考へる、その前提となり得ると存じておるのであります。

次に、第九條の第二項、これは、ただいま申し上げましたやうに、申請が適當でないとき、行政官庁は、審議会の意見に基いて、改正して再申請すべきことを勧告する、この点につきましては、従前の第九條をさらに一そう明文化する意味において、むしろ問題を解明するといふ意味において、この一項を新しく加へた次第であります。

最後に、第二十条第二項の問題であります。第二十条第二項におきましては、従前は、「労働大臣又は都道府県労働基準局長は、必要と認めるときは、最低賃金において、当該地域内の家内労働者で前項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに對して委託をする委託者で前項に規定する委託者と同種の事業を営むもの」に、当該最低賃金を適用すべきことの決定をすることができるとありましたが、この第二十条の第四項を、一項新しく、今度修正で加へたのであります。それは、家内労働者のいわゆる工賃に對しては、第十五條第二項の規定を適用できる旨の一項を加へましたために、第二項の御質問の点を明瞭にする意味において、字句を修

正といたした次第であります。

九〇四

正いたしたのであります。従いまして、その内容は原案と変りがないばかりでなく、これが決定いたしましたあとにおきましても、第三項によりまして、工賃に対するその他の低い方面からのそれぞれの手続がなし得るようにならざるを得ない点をお断り承願いたし、以上をもつてお答えいたします。

○議長(加藤謙五郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕
 ○五島虎雄君 私は、日本社会党を代表いたしました。最低賃金法案の回付案に対し反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

願ひますと、わが国の労働法制、なかんずく労働保護立法の支柱をなす労働基準法が制定されて以来、すでに十年有るの日子を経過しております。しかしながら、この法律の眼目たる最低賃金制度が今日に至るまで遂に日の目を見るに至らなかつたことは、周知の通りであります。かかる労働条件の最低基準に關する重大な抜け道は、底なしの低賃金労働者を広範に生み出し、その結果、さらに日本の低賃金を生み出すという忌まわしい悪循環を形成してきたのであります。そればかりか、この低賃金こそが、労働基準法の息の根をとめ、八時間労働制の原則をすら突きやぶる作用を営み、労働強化の抑制も不可能な状態に追い込んでいたことは、否定できない事実であります。(拍手)

のため、総評、全労、新産別、中立を含む、まさに全労働者階級がひとしく最低賃金制の確立を熱望し、わが日本社会党もまた、最低賃金法の一日も早き制定を目ざし、日夜努力して参つたのであります。

しかるに、政府は、このような、ほうはいつとしてわき上る労働者の力を目の前にして、なお、労働条件の労使対等決定として、歴史的でしかも世界的な原則を無視し、業者間で勝手にきめた最低賃金をそのまま法定の最低賃金にしようという暴挙を、最低賃金法の名において強行しようとしていることとは、あらためて説明するまでもございませぬ。わが党が、国会審議を通じて、世界の舞臺に通用しないこのよきな政府案の重大な誤用を指摘し、これを真実の最低賃金法制として制定させるべく努力することは、当然過ぎるほど当然のことといわなければなりません。(拍手)

さて、政府と諸君は、四点にわたる参議院修正が、何か最低賃金法を一そりりつばな法制にするものであるかのようには錯覚いたしました。あるいは、そのように思ひ込ませようとしておられるけれども、この点を順次明らかにして参りたいと思ひます。

修正の第一点は、行政官庁が最低賃金審議会の意見によりがたいと認めるとき、理由を付して再審議を求めなければならぬこととした点であります。このことは、行政官庁は最低賃金審議会の意見を尊重しなければならないこと、意見に追加したものでありまして、このために、意見が尊重することと、意見によりがたいことが同時に規定されるという、非常に大きな矛盾を作り出し、審議会の意見を果して尊重するのかがどうか、原案以上に不明確となるばかりか、三者構成という審議会の構成を考慮に入れるならば、この修正の果す機能は、最低賃金の水準を引き下げることに以外に考えられませぬ。審議会の決定に対する行政官庁の干渉を許すものといわざるを得ないのであります。

修正の第二点は、審議会が必要ある場合、関係労使の意見を聞く道を開いた点であります。これは、審議会に關係労使の意思をより一そり反映させるという、一歩前進の修正であるかのごとく見えるのであります。しかし、ILO条約とその勧告が求めているのは、関係労使と協議することでありまして、単に意見を聞くことでは決してないことを忘れてはなりません。このような立法技術によつて

ILO条約をごまかそうとすること、は、国際社会における名譽ある地位を決して日本の将来に約束するものではないといわざるを得ませぬ。

修正の第三点は、業者間協定の内容が不適当なとき、行政官庁はその内容を改正いたしまして再申請を勧告するという点でございます。私は、衆議院における質疑において、政府が、この点の質問に対し、繰り返して、原案でもそのようにできるのだと答弁し、会議録にも明確になっていることを承知いたしました。この修正でも、原案でも、この修正でも、何ら變るところはない、ということの証明にはかなりません。また、この勧告に何ら強制力が伴うものでないことは言を待ちませぬ。従つて、その実効は全く期待できないといふべきであります。この点について、朝日新聞の社説は、参議院通過の翌日、最低賃金法案は可決され「たが」といふ見出しで、「業者間協定は数多く生まれて、法律に基くほとんどの最低賃金は大きく生み出され、このようになるだろう」と指摘しているのではありません。この主張は世の識者の一致した見解と見て誤まりはないのであります。およそ世界にその例を見ない業者間協定に対し、どのような小細工を加えてみましても、その本質を變へることとは不可能であるということを知らなければならぬと思ひます。

修正の第四点は、地域的最低賃金の決定について、アウトサイダーの労働者に対しても異議の申し出を認める点であります。これも、何か労働者の意思を特別に反映させる道を講じたかのように見えるのでありますけれども、張適用しようとするとき、労働者に異議の申し出をさせるというところは全く無意義なことであり、むしろ、最低賃金の実施をおくらせ、あるいは最低賃金額を減額するといふ、正反対の道に進ませようとするものにはかなりませぬ。そればかりか、ここでさらに注目すべきことは、労働組合法第十八条による拡張適用方式が、最低賃金法の規定によつて、その建前をくずし、混乱を生ずるばかりでなく、少くとも最低賃金に關する限りは、労働組合法第十八条を全く空文化することになります。

以上、参議院の修正を一つ一つ検討してみるならば、この修正が審議会の権限強化であると称しながら、およそ権限強化とはほど遠いばかりか、これが政府原案の修正であるか、一そりの改悪であるかは、おのずから明らかであります。政府原案の基本線をくずすことなく、かかる小細工に終始している事實は、驚くべきナンセンスといわざるを得ないのであります。

日本における最低賃金制はいかにあらねばならぬか。わが党は、さきに、わが党の最低賃金法案をもつて、その点を明確にいたしました。それは、世界の常識に反したものであれ、ないよりました。といった無原則な態度を許す性質のものではないことは、言ひまでもありません。そして、日本の最低賃金法制は、わが党の主張に沿つて法制化することこそ、必ずや低賃金労働者の頭上に輝き、その労働条件向上の旗を高く掲げるであらうことを確信し、この回付案に対して反対の意思を強く表明するものであります。

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 最低賃金法案(参議院回付)

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

以上をもつて私の反対の討論を終ります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第二、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、日程第四、恩給法の一部を改正する法律案、日程第五、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。内閣委員理事高橋一君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十四年一月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合には百分の六十五、十二月十五日に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級	
	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月	俸月額	昇給月
1	60,360	12	44,230	12	31,770	12	21,300	12	16,370	12	12,680	12	10,680	12	6,830	12
2	62,870	12	46,540	12	33,550	12	22,460	12	17,310	12	13,530	12	11,210	12	7,040	12
3	65,390	12	48,840	12	35,330	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	11,950	12	7,360	12
4	67,900	12	51,150	12	37,110	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,780	12
5	70,410	12	53,450	12	38,890	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,200	12
6	72,920	12	55,750	12	40,670	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,020	12
7	75,440	12	58,060	12	42,450	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,850	12
8	78,580	15	60,360	15	44,230	12	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,680	12
9	81,720	21	62,870	21	46,540	15	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,210	12
10		24	65,390	24	48,840	21	33,550	12	26,220	15	21,300	12	18,260	12	11,950	12
11			67,900		51,150	24	35,330	12	27,480	18	22,460	18	19,210	15	12,680	15
12					53,450		37,110	18	28,840	21	23,710	18	20,260	18	13,530	18
13							38,890	21	30,310	24	24,970	21	21,300	21	14,470	21
14							40,670	24	31,770		26,220	24	22,460	24	15,420	24
15							42,450				27,480		23,710		16,370	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	17,510	9	9	12,490	9	9	10,080	9	9	6,940	9	9	5,600	6	6
2	18,040	9	9	13,120	9	9	10,600	9	9	7,250	9	9	5,700	6	6
3	18,570	9	9	13,750	9	9	11,230	9	9	7,570	9	9	5,810	6	6
4	19,100	9	9	14,370	9	9	11,860	9	9	7,880	9	9	5,910	6	6
5	19,630	9	9	15,000	9	9	12,490	9	9	8,200	9	9	6,120	6	6
6	20,260	9	9	15,630	9	9	13,120	9	9	8,610	9	9	6,320	6	6
7	20,880	9	9	16,260	9	9	13,750	9	9	9,030	9	9	6,530	6	6
8	21,510	9	9	16,890	9	9	14,370	9	9	9,560	9	9	6,730	6	6
9	22,140	9	9	17,510	9	9	15,000	9	9	10,080	9	9	6,940	9	9
10	22,770	9	9	18,040	9	9	15,630	9	9	10,600	9	9	7,250	9	9
11	23,400	9	9	18,570	9	9	16,260	12	12	11,230	9	9	7,570	9	9
12	24,030	9	9	19,100	9	9	16,890	12	12	11,860	12	12	7,880	9	9
13	24,650	12	12	19,630	9	9	17,510	12	12	12,490	12	12	8,200	9	9
14	25,280	12	12	20,260	9	9	18,040	12	12	13,120	12	12	8,610	9	9
15	25,910	12	12	20,880	12	12	18,570	15	15	13,750	15	15	9,030	12	12
16	26,540	12	12	21,510	12	12	19,100	15	15	14,370	15	15	9,560	12	12
17	27,170	15	15	22,140	12	12	19,630	15	15	15,000	15	15	10,080	12	12
18	27,800	15	15	22,770	12	12	20,260	15	15	15,630	15	15	10,600	15	15
19	28,420	15	15	23,400	15	15	20,880	15	15	16,260	15	15	11,230	15	15
20	29,050	15	15	24,030	15	15	21,510	15	15	16,890	15	15	11,860	15	15
21	29,680	15	15	24,650	15	15	22,140	15	15	17,510	15	15	12,490	15	15
22	30,310	15	15	25,280	15	15	22,770	18	18	18,040	15	15	13,120	15	15
23	30,940	15	15	25,910	15	15	23,400	18	18	18,570	15	15	13,750	15	15
24	31,560	18	18	26,540	18	18	24,030	18	18	19,100	18	18	14,370	15	15
25	32,190	18	18	27,170	18	18	24,650	18	18	19,630	18	18	15,000	15	15
26	32,820			27,800			25,280			20,260	18	18	15,630	15	15
27										20,880	18	18	16,260	15	15
28										21,510			16,890	15	15
29													17,510	18	18
30													18,040	18	18
31													18,570	18	18
32													19,100	18	18
33													19,630		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14							31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15							33,550	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12
16							35,330		27,480	24	24,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310		26,220	24	22,460	21
19											27,480	24	23,710	21
20											28,840		24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外四案

公安職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級		8 等級	
	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,780	12	6,230	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	8,200	12	6,530	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,820	12	6,940	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,450	12	7,360	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	10,280	12	7,780	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	12,150	12	8,820	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,680	12	9,450	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	13,530	12	10,280	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	18	15,420	12	12,150	12
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	16,370	15	12,680	12
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	17,310	15	13,530	12
14							35,330		28,840	21	24,970	21	18,260	18	14,470	15
15									30,310	24	26,220	24	19,210	18	15,420	18
16									31,770		27,480	24	20,260	18	16,370	21
17											28,840		21,300	21	17,310	21
18													22,460	24	18,260	24
19													23,710	24	19,210	24
20													24,970		20,260	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

1 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間	俸月	昇給期間
1	34,180	12	23,920	12	17,740	12	13,400	12	8,200	12
2	35,860	12	25,390	12	18,890	12	14,150	12	8,820	12
3	37,530	12	26,850	12	20,150	12	15,000	12	9,450	12
4	39,210	12	28,320	12	21,410	12	15,840	12	10,080	12
5	40,880	12	29,780	12	22,660	12	16,790	12	11,120	12
6	42,560	12	31,250	12	23,920	12	17,740	12	12,260	12
7	44,230	12	32,720	12	25,390	12	18,890	12	13,400	12
8	45,910	12	34,180	12	26,850	12	20,150	12	14,150	12
9	47,580	12	35,860	12	28,320	12	21,410	12	15,000	12
10	49,260	15	37,530	12	29,780	12	22,660	15	15,840	12
11	50,940	21	39,210	12	31,250	15	23,920	18	16,790	15
12	52,610	24	40,880	18	32,720	18	25,390	18	17,740	18
13	54,290	24	42,560	21	34,180	21	26,850	18	18,890	18
14	55,960		44,230	24	35,860	24	28,320	21	20,150	18
15			45,910		37,530		29,780	24	21,410	18
16							31,250		22,660	18
17									23,920	21
18									25,390	24
19									26,850	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の 号 俸 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	17,840	12	12,800	12	9,030	12	6,330	12
2	18,790	12	13,850	12	9,660	12	6,730	12
3	19,730	12	14,900	12	10,290	12	7,150	12
4	20,780	12	15,940	12	11,130	12	7,570	12
5	21,830	12	16,890	12	11,970	12	7,990	12
6	22,870	12	17,840	12	12,800	12	8,410	12
7	23,920	12	18,790	12	13,850	12	9,030	12
8	24,970	15	19,730	12	14,900	12	9,660	12
9	26,020	15	20,780	12	15,940	12	10,290	12
10	27,060	18	21,830	12	16,890	12	11,130	12
11	28,110	18	22,870	15	17,840	15	11,970	12
12	29,160	18	23,920	18	18,790	18	12,800	12
13	30,200	18	24,970	18	19,730	18	13,850	12
14	31,250	18	26,020	18	20,780	18	14,900	15
15	32,300	21	27,060	21	21,830	18	15,940	18
16	33,340	21	28,110	21	22,870	21	16,890	18
17	34,390	24	29,160	24	23,920	21	17,840	21
18	35,440	24	30,200	24	24,970	24	18,790	21
19	36,490		31,250		26,020	24	19,730	24
20					27,060		20,780	24
21							21,830	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の 号 俸 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	60,360	12	31,460	12	20,360	12	16,790	12	11,310	12	8,200	12
2	62,870	12	33,140	12	21,830	12	17,950	12	12,060	12	8,820	12
3	65,390	12	34,810	12	23,290	12	19,100	12	13,000	12	9,650	12
4	67,900	12	36,490	12	24,760	12	20,360	12	13,950	12	10,480	12
5	70,410	12	38,160	12	26,430	12	21,830	12	14,900	12	11,310	12
6	72,920	12	39,840	12	28,110	12	23,290	12	15,840	12	12,060	12
7	75,440	12	41,510	12	29,780	12	24,760	12	16,790	12	13,000	12
8	78,580	12	43,190	12	31,460	12	26,430	12	17,950	12	13,950	12
9	81,720	12	44,860	12	33,140	12	28,110	15	19,100	15	14,900	12
10		12	46,540	12	34,810	12	29,780	15	20,360	15	15,840	12
11		12	48,210	12	36,490	12	31,460	15	21,830	15	16,790	12
12		12	49,890	12	38,160	15	33,140	15	23,290	15	17,950	12
13		12	51,980	12	39,840	15	34,810	15	24,760	18	19,100	15
14		15	54,080	15	41,510	15	36,490	15	26,430	18	20,360	18
15		15	56,170	15	43,190	15	38,160	15	28,110	18	21,830	18
16		15	58,270	15	44,860	18	39,840	15	29,780	18	23,290	18
17		18	60,360	18	46,540	21	41,510	15	31,460	21	24,760	21
18		21	62,870	21	48,210	21	43,190	18	33,140	21	26,430	21
19		24	65,390	24	49,890	24	44,860	21	34,810	24	28,110	24
20			67,900		51,980		46,540	24	36,490	24	29,780	24
21							48,210	24	38,160		31,460	
22							49,890					

備考 (一) この表は、大学及び専科大学並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。
 (三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
 (四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

ロ 教育職俸給表(二)

号俸	職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		27,060	12	11,310	12	7,360	12
2		28,320	12	12,060	12	7,780	12
3		29,580	12	13,000	12	8,200	12
4		30,830	12	13,950	12	8,820	12
5		32,090	12	14,900	12	9,650	12
6		33,340	12	15,840	12	10,480	12
7		34,920	12	16,790	12	11,310	12
8		36,490	12	17,740	12	12,060	12
9		38,060	12	18,690	12	13,000	12
10		39,630	12	19,730	12	13,950	12
11		41,200	12	20,780	12	14,900	12
12		42,770	12	21,830	12	15,840	12
13		44,340	12	22,870	12	16,790	12
14		45,910	12	23,920	12	17,740	12
15		47,480	12	24,970	12	18,690	12
16		49,050	18	26,020	12	19,730	12
17		50,620	21	27,060	12	20,780	12
18		52,190	21	28,320	12	21,830	12
19		53,760	24	29,580	12	22,870	15
20		55,330		30,830	12	23,920	18
21				32,090	12	24,970	18
22				33,340	12	26,020	18
23				34,920	12	27,060	24
24				36,490	15	28,320	24
25				38,060	15	29,580	
26				39,630	15		
27				41,200	15		
28				42,770	18		
29				44,340	21		
30				45,910	21		
31				47,480	24		
32				49,050			

備考 この表は、専科大学及び高等学校並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	21,300	12	8,820	12	7,360	12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,590	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			49,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

別表第六 研究職俸給表

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間
1	60,360	12	12	38,890	12	12	27,480	12	12	19,210	12	12	12,150	12	12	10,880	12	12	6,830	12	12
2	62,870	12	12	40,670	12	12	28,840	12	12	20,260	12	12	12,780	12	12	11,410	12	12	7,040	12	12
3	65,390	12	12	42,450	12	12	30,310	12	12	21,300	12	12	13,630	12	12	12,150	12	12	7,360	12	12
4	67,900	12	12	44,230	12	12	31,770	12	12	22,460	12	12	14,470	12	12	12,780	12	12	7,780	12	12
5	70,410	12	12	46,540	12	12	33,550	12	12	23,710	12	12	15,420	12	12	13,630	12	12	8,200	12	12
6	72,920	12	12	48,840	12	12	35,330	12	12	24,970	12	12	16,370	12	12	14,470	12	12	9,020	12	12
7	75,440	12	12	51,150	12	12	37,110	12	12	26,220	12	12	17,310	12	12	15,420	12	12	9,950	12	12
8	78,580	12	12	53,450	12	12	38,890	12	12	27,480	12	12	18,260	12	12	16,370	12	12	10,880	12	12
9	81,720	15	15	55,750	15	15	40,670	12	12	28,840	12	12	19,210	12	12	17,310	12	12	11,410	12	12
10		21	21	58,060	21	21	42,450	12	12	30,310	12	12	20,260	12	12	18,260	12	12	12,150	12	12
11		24	24	60,360	24	24	44,230	15	15	31,770	12	12	21,300	12	12	19,210	12	12	12,780	15	15
12				62,870			46,540	15	15	33,550	12	12	22,460	12	12	20,260	12	12	13,630	18	18
13							48,840	21	21	35,330	12	12	23,710	12	12	21,300	12	12	14,470	21	21
14							51,150	24	24	37,110	15	15	24,970	12	12	22,460	18	18	15,420	24	24
15							53,450			38,890	18	18	26,220	12	12	23,710	18	18	16,370		
16										40,670	18	18	27,480	12	12	24,970	18	18			
17										42,450	18	18	28,840	12	12	26,220	21	21			
18										44,230	24	24	30,310	12	12	27,480	21	21			
19										46,540	24	24	31,770	18	18	28,840	24	24			
20										48,840			33,550	18	18	30,310	24	24			
21													35,330	21	21	31,770					
22													37,110	24	24						
23													38,890	24	24						
24													40,670								

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	給 月 間
1	60,360	12	12	39,840	12	12	28,110	12	12	19,200	12	12	12,560	12	12
2	62,870	12	12	41,510	12	12	29,780	12	12	20,360	12	12	13,600	12	12
3	65,390	12	12	43,190	12	12	31,460	12	12	21,830	12	12	14,450	12	12
4	67,900	12	12	44,960	12	12	33,140	12	12	23,290	12	12	15,300	12	12
5	70,410	12	12	46,540	12	12	34,810	12	12	24,760	12	12	16,140	12	12
6	72,920	12	12	48,210	12	12	36,490	12	12	26,430	12	12	16,990	12	12
7	75,440	12	12	49,890	12	12	38,160	12	12	28,110	12	12	18,050	12	12
8	78,580	12	12	51,980	12	12	39,840	12	12	29,780	12	12	19,200	12	12
9	81,720	12	12	54,080	12	12	41,510	12	12	31,460	12	12	20,360	12	12
10		15	15	56,170	15	15	43,190	12	12	33,140	12	12	21,830	12	12
11		21	21	58,270	21	21	44,860	18	18	34,810	12	12	23,290	12	12
12		24	24	60,360	24	24	46,540	18	18	36,490	15	15	24,760	12	12
13				62,870			48,210	18	18	38,160	15	15	26,430	12	12
14							49,890	21	21	39,840	18	18	28,110	15	15
15							51,980	24	24	41,510	18	18	29,780	15	15
16							54,080			43,190	18	18	31,460	15	15
17										44,860	21	21	33,140	15	15
18										46,540	24	24	34,810	15	15
19										48,210			36,490	18	18
20										49,890			38,160	21	21
21													39,840	24	24
22													41,510		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

ロ 医療職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	35,330	12	24,970	12	14,470	12	10,680	12	8,200	12	7,040	12
2	37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3	38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4	40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5	42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6	44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7	46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8	48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9	51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10	53,450		38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11			40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	
12			42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12		
13			44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12		
14					28,840	18	22,460	18	19,210	18		
15					30,310	18	23,710	18	20,260	21		
16					31,770	21	24,970	21	21,300	21		
17					33,550	24	26,220	21	22,460	24		
18					35,330		27,480	24	23,710	24		
19							28,840	24	24,970			
20							30,310					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	19,420	12	14,580	12	10,070	12	7,470	12
2	20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3	21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4	22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5	23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6	24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7	25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8	26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9	28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10	29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11	30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12	31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13	33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14	34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15	35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16	36,800		30,520	24				
17			31,770					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項前段中「職員」の下に、「(附則第二十項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一般地とされてきた地域に在勤するものを除く。)」を加え、同項後段を削る。
 附則第十七項中「前項前段」を「前項」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、「一般地である場合に於ては百分の五」を削る。

附則第十八項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に改める。

附則第十九項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に、「その者が受ける調整額の月額」を「その者が受ける調整額の月額に改める」。

附則第二十項を削り、附則第二十一項中「附則第十七項」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の規定による改正前の附則第十七項」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「これらの規定による暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の額」を「附則第十七項から前項までの規定による暫定手当の額」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項から附則第四十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

2 一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」といふ。)別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」といふ。)の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)

3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(暫定手当の特例)

5 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五百五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。)の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500	19,210	18,300	44,230	42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
119,50	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
5,600	5,300	11,230	10,700	22,140	21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三 税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,460	7,100
7,990	7,600
8,510	8,100
9,030	8,600
9,760	9,300
10,490	10,000
11,320	10,800
12,150	11,600

附則別表第四 公安職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第五 公安職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,230	5,900
6,530	6,200
6,940	6,600
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六 海事職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200 ^円	7,800 ^円	20,150 ^円	19,200 ^円	39,210 ^円	37,400 ^円
8,820	8,400	21,410	20,400	40,880	39,000
9,450	9,000	22,660	21,600	42,560	40,600
10,080	9,600	23,920	22,800	44,230	42,200
11,120	10,600	25,390	24,200	45,910	43,800
12,260	11,700	26,850	25,600	47,580	45,400
13,400	12,800	28,320	27,000	49,260	47,000
14,150	13,500	29,780	28,400	50,940	48,600
15,000	14,300	31,250	29,800	52,610	50,200
15,840	15,100	32,720	31,200	54,290	51,800
16,790	16,000	34,180	32,600	55,960	53,400
17,740	16,900	35,860	34,200		
18,890	18,000	37,530	35,800		

附則別表第七 海事職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,330 ^円	6,000 ^円	13,850 ^円	13,200 ^円	26,020 ^円	24,800 ^円
6,730	6,400	14,900	14,200	27,060	25,800
7,150	6,800	15,940	15,200	28,110	26,800
7,570	7,200	16,890	16,100	29,160	27,800
7,990	7,600	17,840	17,000	30,200	28,800
8,410	8,000	18,790	17,900	31,250	29,800
9,030	8,600	19,730	18,800	32,300	30,800
9,660	9,200	20,780	19,800	33,340	31,800
10,290	9,800	21,830	20,800	34,390	32,800
11,130	10,600	22,870	21,800	35,440	33,800
11,970	11,400	23,920	22,800	36,490	34,800
12,800	12,200	24,970	23,800		

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

附則別表第八 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第十二に掲げるものを除く。)の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200	7,800	23,290	22,200	48,210	46,000
8,820	8,400	24,760	23,600	49,890	47,600
9,650	9,200	26,430	25,200	51,980	49,600
10,480	10,000	28,110	26,800	54,080	51,600
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000

附則別表第九 教育職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

附則別表第十 教育職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360 ^円	7,000 ^円	18,260 ^円	17,400 ^円	33,970 ^円	32,400 ^円
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第十一 研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830 ^円	6,500 ^円
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二 医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
12,560 ^円	12,000 ^円
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

昭和三十四年四月七日 衆議院會議第三十六号 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外四案

附則別表第十三 医療職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の就替表

俸給月額	替額	替額	替額	替額	替額
7,470	7,100	15,630	14,900	26,750	25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改訂及び六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。
附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。
(給与の内払)
5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十三年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
〔報告書は會議録追録に掲載〕

官職名	俸給月額
八号俸	五、四〇〇円
七号俸	四、七〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、三〇〇円
四号俸	二、六〇〇円
三号俸	二、〇〇〇円
二号俸	一、五〇〇円
一号俸	一、〇〇〇円

〔特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。〕

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案
右
附会に提出する。
昭和三十四年二月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介
特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(特別職の職員に關する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第二十九号を次のように改める。
二十九 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第十五号に掲げる者以外の者
別表第三を次のように改める。
別表第三

理由
一般職の職員に關する法律の一部改正等に伴い、秘書官についてその俸給月額を改定するとともに、その他の特別職の職員が受ける暫定手当の一部を他の法令の適用上俸給とみなす等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「公布の日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。
〔報告書は會議録追録に掲載〕

附則第二項中「第六項を」第七項に改め、附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。
4 恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に關する法令の規定による暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。
附則
この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員に關する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案
右
附会に提出する。
昭和三十四年二月十四日
内閣総理大臣 岸 信介
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律
(防衛庁職員給与法の一部改正)
第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。
第四条第三項中「三等空尉以上の自衛官」の下に「以下幹部自衛官」という語を加え、「俸給月額」を「俸給月額」に改める。
第五条第一項各号列記以外の部分中「俸給額(参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。)」及び「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第二項中「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第四項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」とに改める。
第十一条第一項中「事務次官、議長、参事官等及び事務官等」を「職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず」を「前項の場合において」に、「俸給は、支給しない。」を「政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項に定めるものを除く外」を「前二項に定めるものを除く

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案
右
附会に提出する。
昭和三十四年二月十四日
内閣総理大臣 岸 信介
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律
(防衛庁職員給与法の一部改正)
第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。
第四条第三項中「三等空尉以上の自衛官」の下に「以下幹部自衛官」という語を加え、「俸給月額」を「俸給月額」に改める。
第五条第一項各号列記以外の部分中「俸給額(参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。)」及び「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第二項中「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第四項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」とに改める。
第十一条第一項中「事務次官、議長、参事官等及び事務官等」を「職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず」を「前項の場合において」に、「俸給は、支給しない。」を「政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項に定めるものを除く外」を「前二項に定めるものを除く

ほか」に改め、同項を同条第三項とする。

第十一條の三中「俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二條第三項中「参事官等及び事務官等の」を削り、同条第四項を削る。

第十六條第二項中「勤務しなかつた日については」を「勤務しないときは」に、「勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。」を「勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。」に改める。

第十八條第一項中「その居住する日について」を削り、同条第二項中「月額七十五円を」を「月額二千五百八十五円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

第十八條の二第二項中「自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く)」にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては、俸給及び営外手当の月額の合計額に、自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く)」にあつては、俸給及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては、俸給及び営外手当の月額の合計額に、自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官

を除く)にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当の月額の合計額」に改める。

第二十三條第二項中「参事官等及び事務官等」を「参事官等、事務官等及び幹部自衛官」に、「自衛官」を「陸曹等」に改める。

第二十五條第二項中「三千五百円」を「三千九百円」に改める。

第二十七條第一項中「同法第四條第一項中確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十一條第二項に規定する期間(以下本項において「給与期間」といふ)の直前の給与期間の末日から起算して過去三月の給与期間)」を削る。

第二十八條第一項各号列記以外の部分中「俸給日額」の下に「俸給月額」の三分の一に相当する額をいう。以下本条において同じ。」を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その者の退職手当の額が国家公務員等退職手当法第五條の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

第二十八條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六條第四項の

規定により既に三回以上任用された者に対する前三項の規定の適用については、第一項中「百日」とあるのは「七十五日」と、第二項中「四日」とあるのは「三日」とする。

第二十八條第五項中「前項」を「第三項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第二項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第二十八條の二第一項中「国家公務員等退職手当暫定措置法第二條第二項」を「国家公務員等退職手当法第八條第二項」に改め、同条第二項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改め、「同法第三條第一項中「二十五日」とあるのは「三十日」とを削り、「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満の期間」に改め、同条第三項中「前条」の下に「又は第一項」を加え、「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同条第四項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

第二十八條の三中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に、「日額」その者が自衛官として受けていた最終の俸給日額に満たないときは、その最終の俸給日額」に三十を乗じて得た額」を「俸給月額」その者が自衛官として受けていた最終の俸給月額(昭和三十四年三月三十一日以前に自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として退職し、予備自衛官に採用された者

にあつては、その者が自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として受けていた最終の俸給日額に三十を乗じて得た額をいう。以下本項において同じ)に満たないときは、その最終の俸給月額)に相当する額」に改める。

第二十九條第一項を削り、同条第二項中「組合員たる資格を喪失した自衛官」を「組合員たる資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた自衛官」に

改め、「準用する」の下に「同法」を加え、「第三十四條第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第八項を削り、附則第九項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級	参事官等					
		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸給月額	昇給月期	俸給月額	昇給月期	俸給月額	昇給月期
90,000	1	50,330	12	36,150	12	19,700	12
	2	52,960	12	38,180	12	20,780	12
	3	55,580	12	40,210	12	21,860	12
	4	58,210	12	42,230	12	22,940	12
	5	60,830	12	44,260	12	24,240	12
	6	63,440	12	46,280	12	25,560	12
	7	66,070	12	48,310	12	26,980	12
	8	68,690	12	50,330	12	28,420	12
	9	71,550	21	52,960	15	29,840	12
	10	74,410	24	55,580	21	31,270	12
	11	77,270		58,210	24	32,820	12
	12			60,830		34,490	12
	13					36,150	12
	14					38,180	12
	15					40,210	12
	16					42,230	18
	17					44,260	21
	18					46,280	24
	19					48,310	

にあつては、その者が自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として受けていた最終の俸給日額に三十を乗じて得た額をいう。以下本項において同じ)に満たないときは、その最終の俸給月額)に相当する額」に改める。

改め、「準用する」の下に「同法」を加え、「第三十四條第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空		将将		陸海空	将将	補補	1等陸海空		2等陸海空		3等陸海空		1等陸海空		2等陸海空	
	甲		乙					1等陸海空		2等陸海空		3等陸海空		1等陸海空		2等陸海空	
	俸	給	俸	給				俸	給	俸	給	俸	給	俸	給	俸	給
1	73,800	56,720	48,180	39,040	32,940	28,060	23,480	19,520									
2	77,460	59,470	50,320	41,170	34,770	29,580	25,010	20,430									
3	81,120	62,210	52,450	43,310	36,900	31,110	26,530	21,350									
4	85,090	64,960	54,590	45,440	39,040	32,940	28,060	22,260									
5	88,720	67,700	56,720	48,180	41,170	34,770	29,580	23,480									
6		70,750	59,470	50,320	43,310	36,900	31,110	25,010									
7		73,800	62,210	52,450	45,440	39,040	32,940	26,530									
8		77,460	64,960	54,590	48,180	41,170	34,770	28,060									
9		81,120	67,700	56,720	50,320	43,310	36,900	29,580									
10		85,090	70,750	59,470	52,450	45,440	39,040	31,110									
11			73,800	62,210	54,590	48,180	41,170	32,940									
12					56,720	50,320	43,310	34,770									
13								36,900									
14																	

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総ときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸海空			1等陸海空			2等陸海空			3等陸海空			陸海空			1等陸海空			2等陸海空			3等陸海空			
俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	俸	給	昇	
16,320		12	13,130		12	11,450		12	10,350		12	8,320		12	7,240		12	6,400		12	5,920		12	
17,230		12	14,210		12	12,070		12	11,450		12	9,270		12	7,730		12							
18,150		12	15,320		12	13,130		12	12,070		12	10,350		12	8,320		12							
19,520		12	16,470		12	14,210		12	13,130		15	11,450		15										
20,430		12	17,690		12	15,320		12	14,210		18	12,070												
21,350		12	19,060		12	16,470		12	15,320															
22,260		12	20,430		12	17,690		18																
23,480		18	21,810		18	19,060		18																
25,010		18	23,180		18	20,430		21																
26,530		21	24,550		21	21,810		24																
28,060		21	25,920		21	23,180																		
29,580		24	27,450		24																			
31,110		24	28,970		24																			
32,940			30,500																					

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過した

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外四案

(恩給法の一部改正)

第二条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項を削る。
第五十九条ただし書を削る。

(国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五条前段中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条後段の規定を次のように改める。

この場合において、第二条第一項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額(自衛官にあつては、俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額(航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額)の合計額)」と、同条第五項の規定は「第一項に規定する職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当の月

額は、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の定めるところによる。」と、前条中「人事院の勧告に基いて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第五条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項に後段として次のように加える。
この場合において、事務次官及び議長に対する恩給、退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法第一条の改

正規定並びに同法第二十八条の二、第二十八条の三及び附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める部分は国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の施行の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十八条(第一項に係る改正規定を除く)、第二十八条の二(第二項に係る改正規定中「二十年以上を二十年以上二十五年未満の期間」に改める部分に限る。)及び附則(附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める部分を除く。)の改正規定並びにこの法律の附則第九項から附則第十一項までの規定は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)

附則第一条第一号に掲げる日から施行し、第五条の規定は昭和三十四年十月一日から施行する。
(俸給の切替)

2 昭和三十四年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額には、次項に定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)の号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸の額とする。

3 昭和三十四年三月三十一日において旧法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

昭和三十四年九月三十日において新法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける参事官等及び事務官等の同年十月一日における俸給月額についても同様とする。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員それぞれの日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。
(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

5 参事官等に対する新法別表第一に掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表に定めるところにより読み替へるものとする。

6 事務官等に対する一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用につ

ては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)の号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸の額とする。

昭和三十四年三月三十一日において旧法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

昭和三十四年九月三十日において新法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける参事官等及び事務官等の同年十月一日における俸給月額についても同様とする。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員それぞれの日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。
(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

5 参事官等に対する新法別表第一に掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表に定めるところにより読み替へるものとする。

6 事務官等に対する一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用につ

ては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)の号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸の額とする。

昭和三十四年三月三十一日において旧法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給月額をいう。)を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

昭和三十四年九月三十日において新法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける参事官等及び事務官等の同年十月一日における俸給月額についても同様とする。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員それぞれの日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。
(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

7 昭和三十四年三月三十一日における旧法の規定による自衛官の俸給日額の三十一・〇三倍に相当する額(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十五条の規定により防衛庁長官の指定する場所に居住する陸曹等にあつては、その額から三百四円を控除した額)並びに扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の日額の三十・四二倍に相当する額の合計額(以下本項において「旧給与額」という。)が同年四月一日における新法の規定によるその者の俸給、扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「新給与額」という。)をこえるときは、新給与額が旧給与額(扶養親族の異動その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額)に達する日の前日まで、その差額を手当としてその者に支給する。

8 昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの間における自衛官の俸給、俸給の特別調整額、扶

9 昭和三十四年四月一日から国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間における旧法附則第八項の規定の適用については、同項中「俸給日額」とあるのは、「俸給日額(俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。)」と読み替へるものとする。

10 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に自衛官として在職する者が死亡した場合における退職手当については、新法第二十八条の規定により計算して得た額が旧法第二十八条及び附則第八項の規定の例により計算して得た額に満たないときは、新法第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に在職する任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者の当該任用期間に係る退職手当については、新法第二十八条第四項の

規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その額が同条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。

12 昭和三十四年四月一日において現に旧法第二十九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、新法第二十九

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 昭和三十四年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。)又はその遺族の恩給については、この法律による改正後の恩給法第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表 参事官等の俸給就替表

俸給表の欄に掲げる俸給月額	読み替へる額	俸給表の欄に掲げる俸給月額	読み替へる額	俸給表の欄に掲げる俸給月額	読み替へる額
19,700	18,780	32,820	31,300	52,960	50,500
20,780	19,800	34,490	32,900	55,580	53,000
21,860	20,800	36,150	34,500	58,210	55,500
23,060	22,000	38,180	36,400	60,830	58,000
24,240	23,200	40,210	38,300	63,440	60,500
25,560	24,400	42,230	40,200	66,070	63,000
26,980	25,700	44,260	42,200	68,690	65,500
28,420	27,100	46,280	44,200	71,550	68,300
29,840	28,500	48,310	46,200	74,410	72,000
31,270	29,900	50,330	48,200	77,270	73,700

理由 一般職に属する国家公務員の俸給額の改訂に準じて防衛庁職員の俸給の額を改訂し、国家公務員等の退職手当の改訂に伴い任期制のある自衛官の退職手当につき所要の改訂を加えるとともに、あわせて自衛官の俸給表を月額表示に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。
附則第八項中「同年四月一日から同月十日までの間において」とを「この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日から十日以内」に改める。
附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項中「昭和三十四年四月一日において」とを「この法律の施行の際」に改め、同項を附則第十三

項とし、附則第十一項の次に次の一項を加える。
 (給与の内払)
 12 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第五十条第一項中「不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間」を「不具廢疾ノ程度ニ變動アルベキコトヲ認メタルトキハ三年以上五年以内ノ期間ヲ定メテ」に改め、同条第二項中「傷病疾病回復セサル者」を「仍不具廢疾ノ状態ニ在ル者」に改める。

「報告書は会議録追録に掲載」

恩給法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

別表第一号表ノ二中

右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷病ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

を

右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷病ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス
 肺結核其ノ他政令ヲ以テ定ムル疾病ニ因ル不具廢疾ノ状態右ニ掲グル各症ニ付必要ナル査定基準ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

に改める。

別表第一号表ノ三中

右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷病ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

を

右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷病ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス
 肺結核其ノ他政令ヲ以テ定ムル疾病ニ因ル不具廢疾ノ状態右ニ掲グル各症ニ付必要ナル査定基準ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
 (従前の傷病恩給の取扱)

2 恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十八年法律第五十五号、以下「法律第五十五号」といふ。) 附則第三条及び附則第二十二条第三項の規定により同法による改正前の恩給法第五十条の規定の例によるものとされている第七項症に係る増加恩給又は傷病年金については、法律第五十五号附則第三条及び附則第二十二条第三項の規定にかかわらず、この法律による改正後の恩給法第五十条の規定を準用する。

理由

肺結核その他の内部疾患に係る傷病恩給について、その査定基準を定めることとするともに、傷病の程度に動きがある場合に、これに相応した恩給を給与することができるようにする必要があるのである。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案
 恩給法の一部を改正する法律案に對する修正

恩給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十条の改正に関する部分を次のように改める。
 第六十五条第五項の次に次の一項を加える。

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者(公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ヲ為シ生植機能ヲ廢シタル者ニ限ル)ノ退職後養子ト為リタル未成年ノ子ニシテ縁組當時ヨリ引續キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限り其ノ一人ヲ扶養家族トス

附則

附則を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号、以下「法律第五十五号」といふ。)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

(改正後の恩給法第六十五条の規定による加給)

3 昭和三十四年四月一日において現に増加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項(改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行ふ。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

4 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

「報告書は会議録追録に掲載」

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年一月三十日

内閣総理大臣 岸 信介

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

行政機関の区分		定員	備考
厚生省	本省	四四、七四四人	
	計	四四、七四四人	
文部省	本省	六六、一三一人	うち六四、五〇三人は、国立学校の職員とする。
	計	六六、一三一人	
大蔵省	本省	二一、一九七人	
	計	二一、一九七人	
外務省	本省	一、九三四人	
	計	一、九三四人	
法務省	本省	四二、九九四人	うち一〇、五五二人は、検察庁の職員とする。
	計	四二、九九四人	
総理府	本省	二二、八八五人	
	計	二二、八八五人	
総理府	公正取引委員会	二、三八〇人	
	国家公安委員会	二、五三三人	
	警察庁	七、六六五人	うち九九九人は、警察官とする。
	国家消防本部	一一三三人	
	土地調整委員会	一八八人	
	首都圏整備委員会	四〇〇人	
	宮内庁	九五〇人	
	行政管理庁	一、六〇一人	
	北海道開発庁	五、五〇五人	
	自治庁	二六一人	
	防衛庁	一一人	
	本庁	二、八一七人	
調達庁	四三二人		
経済企画庁	八六〇人		
科学技術庁			

農林省		本省	計
食糧庁	本省	二六、二二六人	
林野庁	本省	二七、二七二人	
水産庁	本省	二六、二四八人	
計	計	八一、二五三人	
通商産業省		本省	計
特許庁	本省	一一、〇一四人	
中小企業庁	本省	九六四人	
計	計	一三六八人	
運輸省		本省	計
船員労働委員会	本省	一一、一八八人	
捕獲審検再審査委員会	本省	五四人	
海上保安庁	本省	一〇、八六〇人	
海難審判庁	本省	一九五人	
気象庁	本省	五、三三四人	
計	計	二七、五五六人	
通信省		本省	計
計	計	二六七、四五四人	
労働省		本省	計
中央労働委員会	本省	二一、〇一四人	
公共企業体等労働委員会	本省	八五人	
計	計	二一、一〇九人	
建設省		本省	計
計	計	一六、七三二人	
合計		本省	計
計	計	六七九、六六一人	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十四年七月三十一日 昭和三十四年九月三十日 昭和三十五年二月二十九日	三三〇人 二八〇人 一八五人
大蔵省本省	昭和三十四年九月三十日	二人
厚生省本省	昭和三十四年十一月十五日 昭和三十五年五月十五日	一〇六人 八〇人
農林省本省	昭和三十四年九月三十日	一〇〇人
通商産業省本省	昭和三十四年九月三十日	二人

理由

昭和三十四年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれる職員の数に改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正
正する法律案に対する修正
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を修正する。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条中「改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)」を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(定員の特例)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)
一項の規定にかかわらず、職員の定員に別記に法律で定めるまでの間は、各行政機関の職員の定員は、政令で定める各行政機関別の員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

2 前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む。)につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

3 政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の後最初に召集される国会に提出しなければならない。

報告書は会議録追録に掲載

高橋貞一君登壇

高橋貞一君 たいだいま議題となりました五法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によって御承知を願うこととし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、昨年七月十六日付の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の六月の期末手当を〇・一五五分増額いたしますとともに、俸給表を改正して、初任給相当額の引き上げ、昇給期間の若干の短縮等を行おうとするものであります。第二に、現行暫定手当の一部を俸給に繰り入れ、これに伴う暫定手当の整理を行うこととあります。

なお、施行期日は本年四月一日といたしておりますが、暫定手当の繰り入れに関しては実質的に本年十月一日から

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項の表厚生省の項中
昭和三十四年五月十五日
昭和三十四年十一月十五日
昭和三十五年五月十五日

昭和三十四年五月十五日	四四人
昭和三十四年十一月十五日	二六人
昭和三十五年五月十五日	八〇人

昭和三十四年五月十五日

一五〇人

実施することといたしておるのであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の要旨は、一般職の職員との権衡を考慮して、秘書官の俸給表を改正し、暫定手当の一部を俸給に繰り入れますとともに、その他の特別職の職員につきましても、恩給もしくは退職手当等に関する法令の適用に当って、その受ける暫定手当の一部を俸給とみなすこととするほか、若干の規定の改正を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の要旨は、一般職の国家公務員の俸給額の改定に準じて防衛庁の職員の俸給の額等を改定し、また、国家公務員等の退職手当の改定に伴い、任期制自衛官の退職手当につき所要の改定を行い、あわせて自衛官の俸給等を月額表示に改める等、必要な措置を講じようとするものであります。

右三法案は、それぞれ一月二十七日、同じく二十六日、二月十四日日本委員会に付託され、二月三日、同じく三日、十九日、それぞれ政府より説明を聴取し、三月三日より質疑に入り、慎重審議を行い、四月三日質疑を終了いたしましたところ、右三法案に対し、自由民主党提案にかかる修正案がそれぞれ提出され、岡崎委員より趣旨説明がなされましたが、その要旨は、いずれも施行期日にかかわるものでありまして、「昭和三十四年四月一日」としてありますものを「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等でありま

か、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、右三法案は全会一致をもっていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、恩給法の一部を改正する法律案は、戦傷病者の恩給法上の処遇につきましまして、昨年九月三十日政府に報告されました傷病恩給給付等差の調査に

官報(号外)

關する専門調査会の答申をもととし、必要な法的措置を行おうとするもので、その第一は、肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患にかかる傷病恩給につきまして、従来の精神的または身体的作業能力の制限という抽象的な規定及びそれに基づく内規あるいは裁定例を再検討し、合理的な基準を明らかにすることに、症状の実態に即する適切な増加恩給または傷病年金が支給できるようにしようとするものであります。第二は、有期の増加恩給または傷病年金の期間「五年」を「三年以上五年以内」の期間に改めることによつて、疾病の消長に対応して合理的な恩給が給せられるようにしようとするものであります。

本案は、去る一月二十六日本委員会に付託され、二月三日政府の説明を聞き、慎重審議を行い、四月三日質疑を終了いたしましたところ、岡崎委員より、自由民主党の提案にかかる修正案が提出されたのであります。その修正の要旨は、有期の増加恩給または傷病年金の期間を従来のまま「五年」とするため、その改正部分を削除すること、増加恩給受給者のうち、公務による傷病、疾病によつて生殖機能を廢した者については、退職後養子縁組みをした未成年の子も、これによつて生計を維持し、またはこれと生計をともにしていれば、一人に限り扶養家族として加給を認めること、並び

に、施行期日につきまして「四月一日」を「公布の日」に改め、四月一日から適用するようにすることであり、この修正案につきまして内閣の意見を求めましたところ、松野総理府総務長官より、「有期の増加恩給の期間を修正案のように修正することは改正案の趣旨を没却するものであり、また、生殖機能を廢した増加恩給受給者の退職後に養子になった者についても、その一人を限り加給の対象とすることは、年金、恩給制度が退職当時の条件を基礎として給されるものであることよりして、なお慎重に検討を要するものであると思われる」旨の意見が述べられたのであります。かくて、同日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて修正案の通り修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對しまして岡崎委員より附帯決議案が提出され、全員一致の議決を見たのであります。次に、これを朗讀いたします。一、第二十八国会昭和三十三年四月四日の内閣委員会において、「恩給法等の一部を改正する法律案」の可決されるにあたり、特に内閣委員長より質疑したる各項目については、総理府総務長官より「政府としては十分検討の上善処する」との言明を得ているので、この際本問題解決のため、すみやかに具体的方策をたつべきである。二、傷病恩給の症状等差の是正については、昨年政府に「傷病恩給症状等差の調査に關する専門調査会」が設置され、学識経験者等により専門的な調査研究がなされたが、短日月のため肺結核、精神障害など僅か三つの分野に止まったと報告している如く、その範囲が誠に狹隘であるから、その他の傷病についても引続き調査研究を行い、恩給法の別表第一号表の二及び三を改正し、もつて諸般の不均衡を是正すべきである。三、戦傷病者の医療制度は誠に不備であり、今回の国立箱根療養所の入所料の増額問題を見ても明かである。依つて、次期国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法の必要なる改正を行い、再発者を含め戦傷病者の根本的な医療制度を確立すべきである。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の要旨は、昭和三十四年度における各行政機関の事業予定計画に即応し、行政機関全般の定員の適正化をはかるうとするものであります。各行政機関職員の現定員の合計六十七万四千四百四十四人に對し、六千六百四十四人を増員する反面、一千二百二十七人を縮減し、差引五千五百十七人を増加して、結局、第二条第一項の表の合計を六十七万九千六百六十一人にいたそうとするものであります。まず、増員のおもなものを申し上げますと、科学技術庁付属の研究所の整備拡充等に伴うもの二百三十七人、国立大学の学年進行、学部の増設等に伴うもの六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電氣通信施設の拡充に伴うもの千九百七十八人、道路事業の増加に伴う増三百八十人等でありまして、現業的職員がその大部分を占めております。次に、減員のおもなるものは、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの五百八十七人、調達庁の行なつておりました駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの三百二十人等であります。本案は、一月三十日当委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なつたのであります。四月三日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党提案にかかる修正案が提出され、岡崎委員より、その趣旨説明が行われました。その要旨は、第一に、今回定員化することになる五千四百名の増員は行政機関職員定員法に基くものとし、その総数の中には、農林省統計調査部の職員百名の優先配分及び地方自治法附則第八条に基く職員を含むことにしてお

ります。第二に、総数の五千四百名については法律をもつてこれを定め、各行政機関別の具体的配分は政令にゆだねることとしております。第三に、四月一日の施行日を公布の日に改め、適用を本年四月一日としております。別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一ないし第三の三案につき討論の通告があります。これを許します。柏正男君。

〔柏正男君登壇〕

○柏正男君 私は、ここに日本社会党を代表して、ただいま議題となりました給付関係の三法案に對して、以下、反対の討論を行つたのであります。(拍手)

まず、これら三法案については、去る四月三日の内閣委員会において反対討論を行つたことになっておりますが、当日はついに両党の話し合いがつかなくつたため、わが党委員が出席不能のまま採決され、実施期日を四月一日に修正して可決されたというところ、すでに正常でない国会審議の所産として、これらの事実そのものを認めることができないわけであり、(拍手)さらに、また、これらの法案自体についての反対点を、以下、論議しようとするのでございます。

すなわち、現在の公務員は、憲法第二十八條に保障せられてゐる團結權、爭議權を行使されなくなつてゐる、弱い立場にある人々であります。これに對し、政府は、いつも黙つて政府の出す給与をもらつておけばそれでよろしいといふよりな態度で押しつけてきており、今度のこれら三法案もまた、いつもの通りであります。あまりにも再三のことで、もう四十万公務員も承知できないところでありましよう。また、國民としても、岸政權のような、人間を人間として扱ふ根本精神に欠ける政府のやり方に対しては納得できないといふところからも、これらの給与法案に對し強く反対を表明するものであります。(拍手)

第一の反対点として私の主張したいところは、現在ここに提案された給与法案は、一体どこで、いつ考へられたかといふことで、そのそもその出発点が問題だといふことであります。すなわち、昨年七月十六日の人事院の給与勸告そのものはすでにゆがめられたものであつたといふことを指摘しなければならぬのであります。人事院が資料としたものは昨年三月の統計で、この給与法案の基礎となつたものは一年前の日本の社会の給与状態であり、一年前にそゝるべきであつた給与が今ここで審議されて、これくらいでござんしろといふて渡されようとしてゐるのが、現実の姿であります。この事実の

上に立つて公務員の給与を考えると、これではあまりにも不合理であり、また、思いやりがなさ過ぎるとはお考へになりませんか。しかし、政府側では、いつもそゝるやうになつてゐるのだ、別に今度だけがそゝらなつてゐるわけではないと言ふてありましよう。しかし、いつでも、いつまでも、こゝろが繰り返されてゐるといふところ、もうがまんがならないものがあるのではないでしやうか。

この一年間、物価はもろん上つてゐます。ことに、政府がガスやバスの値上げを許して以来、ぐんぐん目に見えて物価は上つてゐます。こゝろいふ事実を無視して、今度もこれで給与改定ができたといふやうに安易な氣持でいふことが大きな問題なので、深く給与の実態、給与の根本的立場等に思ひをいたし、人間尊重の立場からの反省がなくて、勸告の通りに出したのだからもらつておけばいいじゃないかといふやうな程度のものであつては、この給与案を通過させることは、これをいさぎよしとはしないのであります。自民

党の方々には富裕階級でいられるから、榮養と顔つきといつたやうなことに、びんとこられないかもしませんが、毎朝七時前に職業安定所に集まつてゐる失業者の人々の顔つきを、ごらんになつたことがございませうか。榮養と顔つき、給与と生活、ほんとうに胸を締めつけられるやうなものがございませう。

す。人間らしい顔つき、人間らしい榮養、その意味での給与、実に重要な問題であつて、全く、憲法第二十五條に「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。」と書かれてありますが、健康で文化的な、そこまではいかずとも、せめて生きていくに足りるだけのものが得られなければなりません。

公務員の生活も、日本の國情を反映して、決して豊かといふところまでいけなないのも、もつともでございませうが、しかしながら、がまんがまんの重なるにしても、もうそろそろ限界にきてゐるのではないでしやうか。人事院の昨年の勸告では、民間給与との差は四・一％といつておりましたが、全体では八・五％の格差になつており、二千円の一律ベース・アップを當然に実施すべき事態を押し隠してゐるといふこと、この事実、公務員にどんな生活をしていようとしてゐるのではありませんか。一つできない立場、物価は上る一方、出費はふえる一方、一体、政府は、この程度の給与改善で、公務員にその全生活を國家公共のために尽せと言ひ切れるものがあるのでしょうか。公務員がその品性を保ち、恥かしくない生活を

をするために、今のこのやうな給与だけで十分でしやうか。

一方、政治の面では、待合政治、金權政治と、金のかかるのは当りまえになつておられます。選挙の面では、これ

もまた、おそろしく金のかかる選挙が、ごくありふれたものになつてきた今日、何もかにもが金の力でゆがめられてしまつてゐる今日、公務員がきわめてつつましやかな給与に甘んじて、しかも、なお國民の師表となるべきことを強要されてゐる今日、声なき声は、心からなるのろいを込めて、このやうな人間の尊重に欠ける法案の通過をいさぎよしとしてはいないといふことを、わかつたといふのではないでしやうか。(拍手)國民はよろしむべし知らしむべからず、國民を衆愚として取り扱つてきたやうな政治は、もう通用するはずがありません。英雄も要らない、指導者も要らない、國民の一人一人の意思とその知恵とがすべての原動力といふのが新しい政治方式です。恩惠的な政治施策、くれてやるぞといつた調子の給与などでごまかせなくなつてしまつた時代について、まだ氣がついていないのが日本の政治の現実、ここに日本の悲劇があり、ここに基本的な命題があることを感ずるものであります。

初任給は大学卒業者に一千円増額、それによつて号俸の是正も行われたといふもの、次官クラスの給与に新しく七万八千五百八十円の八号俸、八万一千七百二十円の九号俸が追加されたのが今度の給与改正の実態であります。このようにして、高級官吏がますますよろしくなつていくことはけつこ

らといたしましても、中堅、中級の官吏などは、教育費等に支出が多く、どうにも動きがとれなくなつてゐる。いわゆる給与の中たるみのままにほつたらかされてゐる。このやうな状態からしても、ここで政府に強い反省を求めて、公務員の給与に對して根本的な態度を改めて、眞実に公務員が健康にして文化的な生活の水準まで達するやうにしてあげなくては、どうして公僕としての責任を期待することができでしやうか。

問題点となる暫定手当の本俸繰り入れも、地域給の不均衡是正等をそのまゝにし、さらに勤務地手当廃止の方針による圧縮の方向も明示されぬままに、実施期日を半力年も繰り延べるなど、何もかにもがその場だけのやつつ仕事になつてゐるありさまで、何もかにもが、不十分でありますから、公務員の生活を憲法の保障する文化生活にまで引き上げるといふやうな、政府が当然にしなければならぬことが、實現されようとはしてゐないのであります。しかも、それは、富裕階級、特權階級の生活の擁護を政治としてゐるやうな政府では、とつていけません。私言わんとするところは、全く人間蔑視、金權尊重の政治をするものとは反対の考へであり、ますから、岸政權のごときものでは、ほとんど理解不能であらうと思ひますが、一事が万事で、今問題となつてい

るやうな状態からしても、ここで政府に強い反省を求めて、公務員の給与に對して根本的な態度を改めて、眞実に公務員が健康にして文化的な生活の水準まで達するやうにしてあげなくては、どうして公僕としての責任を期待することができでしやうか。

るやうな状態からしても、ここで政府に強い反省を求めて、公務員の給与に對して根本的な態度を改めて、眞実に公務員が健康にして文化的な生活の水準まで達するやうにしてあげなくては、どうして公僕としての責任を期待することができでしやうか。

る米軍駐留は憲法第九条違反であるといふような判決に対して、下級裁判所の判決ぐらゐ問題ではないと小島に、最高裁判所に圧力をかけ、自分たちに都合のよい判決をさせてみせるぞといふような態度を見せている岸政権に、国民はもう信頼を持たなくなり、国民はその一人々々の力でみずからを守らなければならなくなつてきているといふ、そつういふ傾向が、こつういふ給与法案の審議を通じてその底流において現われてきていることに、岸首相も思いをいたすべきであらうと、私はここに強くその反省を求める次第であります。(拍手)

最後に、いま一言、人事院並びに人事官に対して、その独立性が失われてきかけているのではなからうかといふことを警告いたしたいのであります。人事院の給与勧告は、もうおさなりのものになり、その実施がどうなるかと、いつにならうと、ただ勧告のやりっぱなしという段階になつてしまつて、ことそれ自体に、権威のないものとなし、無責任なものとなつてしまつて、無責任なものとなつてしまつて、人事院は、争議権を持たなくなつた公務員を守つてやる義務を持つた機関であるはずで、それが、政府の意識的怠慢に同調してしまつて、意図的に人事院並びに人事官が独立の責務を果していると言ふのでありましようか。心からの憤りをもつて、人

事院は政府の御用機関と酷評する声をさへ聞くに至つております。このよ様な事態である限り、公務員に対する給与につき、私どもが政府に対し不信任を表明すると同様に、人事院並びに人事官に対しても、同じくこれが不信任を表明するに至るであらうことを申し述べ、以上をもつて私の反対討論を終結するものであります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

五案を一括して採決いたします。五案の委員長の報告はいずれも修正であります。五案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、五案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員 長提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

日程第六、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員長小島徹三君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者 法務委員長 小島 徹三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条中「一万九千九百一人」を「二万九千九百二十三人」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

理由 裁判所における定員外職員の見遇の改善を図るため、二箇月以内の期間を定めて雇用されている者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員

の員数に組み入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔小島徹三君登壇〕

○小島徹三君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨は、定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員に組み入れることとする

こととあります。従来、裁判所におきましては、二カ月以内の期間を定めて雇用される定員外の常勤職員が相当数

勤務しておるのでありますが、これらの職員の中には、その従事する職務の内容その他の点について定員内の職員

との間に格別の差を認めたいものがあるにもかかわらず、これらすべて

裁判所職員定員法による定員の外に置かれておるのであります。今国会にお

きまして、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が政府より提出せられ、その審議に際し、定員外職員の

見遇の改善をはかるため、定員外職員の一部定員化を行うこととなりましたこととは、御承知の通りであります。よつて、これに対応しまして、定員外職員

の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員に組み入れることとが適当と考えられますので、本案にお

きましては、裁判所の職員の定員の員数を二十二二人増加することとしたのであります。以上が本法律案の趣旨であります。

法務委員会におきましては、去る四月四日、以上申し述べました趣旨に従

い本改正案の作成をいたし、全会一致

をもつて委員会提出の法律案とするに決定いたしました次第であります。何とぞ諸君の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

農地被買収者問題調査会設置法案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、農地被買収者問題調査会設置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

農地被買収者問題調査会設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長内海安吉君。

農地被買収者問題調査会設置法案

案

右

国会に提出する。

昭和三十四年二月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

農地被買取者問題調査会設置法

法

(設置)

第一条 総理府に、附屬機関として、農地被買取者問題調査会(以下「調査会」という。)を置く。(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、次に掲げる法律の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議する。

一 旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三条第一項又は第五項第一号から第六号まで

二 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条第一項第一号

(組織)

第三条 調査会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(専門調査員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以上を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

第六条 調査会に、幹事十人以上を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求) 第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務) 第八条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第九条 この法律に定めるものは、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項に次のように加える。

農地被買取者問題調査会	農地被買取者問題調査会設置法(昭和三十四年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------	---

3 この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

理由

旧自作農創設特別措置法等の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議するため、総理府に、農地被買取者問題調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地被買取者問題調査会設置法案に対する修正案

農地被買取者問題調査会設置法案に対する修正

農地被買取者問題調査会設置法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔内海安吉君登壇〕

○内海安吉君 ただいま議題となりました農地被買取者問題調査会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の要旨は、戦後行われた農地改革が従来の社会的、経済的基盤を大幅に変革したことはいふまでもない事実であるけれども、これは正当な法律に基いて正当に行われたものであるから、これを是正する意味における補償は考えられないところであるが、しかし、

現在の農地法の問題とは別に、この農地改革の副次的な結果ともいふべき被買取者に関する社会的な問題について、広く各界の学識経験者の意見を聞いて、その実情を明らかにするとともに、これに対して何らかの措置を講ずる必要があるかといふことを二年間にわたつて調査審議するため、総理府の付属機関として、内閣総理大臣の諮問機関とする農地被買取者問題調査会を設置しようとするものであります。

この調査会は委員二十人以上で組織し、専門の事項を調査させるため専門調査員十人以上を置くことができ

ることとし、委員及び専門調査員は学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命することとしたしております。

本案は、二月十九日本委員会に付託され、三月十二日本会議に上程、審議された後、三月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議の結果、本日質疑を終了いたしましたところ、

高橋委員より、四月一日の施行期日を公布の日に変更する修正案が提出され、次いで修正案を一括して討論に入りしましたところ、日本社会党を代表して

苗ヶ久保委員より反対、自由民主党を代表して平井委員より賛成の意見がそれぞれ述べられたのであります。

採決の結果、本案は多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。石山権作君。

〔石山権作君登壇〕 ○石山権作君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程になりました農地被買取者問題調査会設置法案に対して反対の討論をいたします。

この法案は、農地改革によつて生じた副次的結果ともいふべき被買取者に関する社会的な問題について、その実情を明らかにするとともに、これに対

して何らかの措置を要するかいなかを十分慎重に検討しようとするもので、これが調査会は二カ年間、委員は二十人以内、さらに十人以上の専門調査員と十人以上の幹事を置くことができるという趣旨のもので、これら、一見何ら特別の事柄も含まないような形で、いうところの低姿勢で打ち出されてきた法案であります。この法案の提案されるまでの経緯を考えると、なかなか物騒千萬な内容を持つものがあつたのです。

日本の保守党は、日本農政に対する過去の事実が示すごとく、その農村対策は現代よりの著しい逆行性を示しています。これは何も農政のみを示される彼らの方向づけではないのですが、旧勢力の温存をはかり、旧勢力をまたまた支配勢力へと衣がえするのための努力は、あらゆる機会と場所において行われていきます。

ここ数年間に本国会を通過した法案のうちでも、教育に関する諸法案は、いたく教育の発展と学問の自由を束縛してあります。自治警察より国家警察へと、しかも、この権力者は果てしなく権力を求めて、先ごろの警職法のごとく、国民をいたく圧迫感に陥れていきます。これとともに、自衛力は一段、二段、三段飛びで拡張され、憲法制定当時は、外国との交戦力さえ、よう認定し得なかつた平和憲法は、最近、小型の核兵器をもつても戦い得るとい

うのだから、やがては大陸間弾道弾をもつて戦う軍隊をも用意することができると解釈することに努めようであります。憲法調査会は、調査に名をかりて天皇制の利用を前面に押し出し、憲法改正の必要性を列記することを役目とする危険性が多分にあるようです。過度の集中排除法や独占禁止法はゆがめられて、独占企業の横断的結合は、その価格維持が不景気の中にも大手をふるい、資本の上下の統括は、中小企業をして子飼いの下僕としてしましました。

これらの法案は、表面は何もどぎつりものではなく、しごく当然の手直し程度であるがごとく提案されているのであります。立法技術のからくりは、時の権力者に都合のよい拡大解釈のできるようになっていっています。法文と法文との間に弱き国民階層の頭をたたき、反対するものからは僅少の権利さえ剝奪し得るよう努めることが最近の傾向であります。

政府批判の強い団体の分断政策として最近とられたのは、小中学校長の管理職手当でした。まことに人間の弱点をついた巧妙なものです。また、各種団体に補助金を出してその団体の不満を抑え、その持つ使命の高度化を推し進める工夫も試みています。法律の一部改正によつて農業団体に給付される補助金は、金のない農村にとっては良薬の役目をなすはずであるが、一部法律

の改正という文章は、農業団体をしめて、農民の権利擁護の立場から、政府政策の、突き詰めれば保守党の時代逆行の基本である農業政策の宣伝機関の役目を勤めざるを得ない立場に追い込みたいというの、農村に現われた一つの現象であります。

すなおに人の言うことを聞くと、それが言われると、国民大衆は、ほんとうに従順で、すなおなものですから、その通りに行つても、ちつともそれが約束通りでなかつたり、あるいはとんでもない逆の意味がその中にあるのがだんだん明瞭になるので、いつも驚くのですが、驚くときはすでに手おくりで、法律は驚く人々を冷然と見おろしているのです。悪法も法律である。

法治国の国民として何ですかとしかかられると、国民大衆はすなおなものですから、それに従うことを繰り返しているのですが、その反面に、だんだん政府、自民党の諸君の言い分にはうそが多いから、からくりが多いから安心ができないと考へ始めています。

特に、過去の実績は、保守党のいう農村振興策なるものは、かなり場当たり式であることと同時に、ごまかしを多く含めたものであることを物語っているのではありません。だから、去る三月十日の本院において、自民党の綱島議員が、本法案の質問に際して、農村人口は全国の三九%を占めているにもか

かわらず、その所得は一六%を下つているのであります。と言わざるを得なくなつております。

終戦後、わが党の片山内閣が農地解放を行つて、十年余がすでに過ぎ去つたのであります。旧自作農創設特別措置法による農地解放は、偉大な農村の近代化への第一歩でありました。これは、繁茂した旧時代の封建性の強い農村のジャングルを大きなブルドーザーで地ならしをして、明るい光とやわい風を近代的様式で大地にしみ込ませたのですが、その後、そこにまかれた種は、どうも育ちが悪いのです。灌漑する水が汚穢に連なる腐れ水だから、根のよく発育しない毛根に

なつては、政府の施策は毒水に似ているのです。肥料は、外国にダンピングする赤字埋めのために高く買わされるのだから、化学肥料の目方に、そこらの石ころの目方を足したものを通り相場として買っているようなものです。貧しいものは、よく、もつと光を、明るさを求めるのですが、光と微風の中に原子核の放射能が多いのでは、農作物も人も育たないし、健康の維持もできないのです。軍事費は年々増額される傾向であるが、農漁村への投資は年々減少していくのが統計の指向線です。日本の農村は、やはり、不遇の地位から身をかわすことができないのでしようか。

一昨年、農林省は、農林白書を出し、五つの赤信号を明らかにしました。その五つのうちに、特に注目すべきは、農民層の中に上層、下層の分離作用が行われていることです。この流れが始まりました傾向は、もちろん放任することは許されないので、さればといて、政府与党が毎度行なっている選挙対策程度の補助金制度や、十数年がかりの改良政策では、この傾向の流れはとどめ得ないでしょう。政府与党の行う三割農政は、三割の農民の地位の安定は強化されるでしょうが、残りの七割の農民は、その貧乏のため

に、土地の転売となり、一時は農地の細分化が起るのですが、やがては、その細分化された土地は富農層に吸収される運命にあるのです。その運命というものは、政府与党が農政の極秘と赤い判の押された本の中に書いてある筋書だから、当然といえば当然なわけですから、政府は、そこをねらつて、この法案を適当な時期なりと思つて出されたのかもしれない。

しかも、政府は、農民の個々が孤立していることによつて、その勢力の維持の保つておくことを、よく知っているでしょう。だから、農業団体の強くなること、農民組合が方々でできることをおそれているのかもしれない。それよりも、農村指導においてのその土地の利用の共同化、その農具や機具などの共同管理、隣組やその部落

の共同作業場の設置と共同作業、これなくして、近代産業の工場設立費が数億円を数えるのが通常であり、資本の投資と生産単位に懸隔のある今日、争つてみても、とても優位どころか、現状維持さえ困難なことは明らかであります。生産性向上云々と呼称しても、農民個々にとっては、まことに零細なる補助金、補償金などのごまかしでは農村は立ち行かぬ段階にきています。真に日本農業の発展を考へるものにとつては、かつての農政を、かなり高い姿勢で、かなりの規模において大変革を試みなければならぬときに来たことを自覚しているはずで、これにこたえて、政府は、それがために農林漁業基本問題調査会設置法を出したのだということでしょう。しかし、これは多分に海のものとも山のものともつかない、有名無実のものにする工夫がなされているということが予定のコースでしょう。何と云つても、農村が近代的になるときは、政府与党の諸君は、その立っている立場をわれわれに譲るときだからです。だから、それに対する押えをも含めまして本法案を出したのでしよう。

旧地主の農地補償に関する法案と、あるいは旧地主救済に關しての一部国家負担について、附則農地転売過当利得課税法などのかわりに、農地被買収者問題調査会とは、なかなか知恵の悪ずれた表現でございます。人のい

い農民やわれわれは、まあまああの当時は気の毒なような気もしたのだから、何かを調べるというくらいはいいではないか、調査費の一千万円は高いが、調べて何もできないと学者先生から言われれば、あの人たちがあきらめるのだから、それであとくされがなくなれば一千万円も高くないと考へているのですが、しかし、問題は、いつもそういう場合には発展しないので

い調査よりも、改正するのだという前提で、米国より押しつけられの憲法だからということ、改正の理由の一つに数えたいのでしよう。わざわざその証拠探しにアメリカへ出かけていくという工合です。そうかと思つて、国民年金や社会保障の審議会の答申には、政府はあまりいい顔をしません。税制などもその例に漏れません。政府は、調査会、審議会によつてその欺瞞性を隠そうとするが、反面に、これらを通じて、さまざまな事例をでっち上げて、自己の所信ともくろみを、調査会や審議会の第三者の発意の形で、国民に巧妙に発表するのです。

先ごろの、本法案の審議に當つて、松野総務長官は、わが党の高田議員の質問に、私に対する御質問は、税金を取るか取らぬかという話でございますが、この法案は、税法でもございませぬし、税金のことは一条も書いてござい

「農地補償」を、更にからだ理屈の答弁をしたのですが、おかしなことで、この法案を出すのは、何も実情の調査というよりも、補償の名目だけでいければ、社会的な変革に伴い経済的な損失、安定を欠くような事態に對して何らかの処置、救済をするという岸の答弁を見ても、動かすべくもないのです。だから、そのときの救済費用の多寡によつては、国家の通常財源でまかなえるかどうか問題になるでしよう。

一ごろの地主団体は、一反当り補償費十萬圓、そのための運動費として一反当り三百圓の資金を出したことを等々思へば、これはかなりの額になることも想定されます。当然に、いやいやに究つた田畑の一定以上の金額に對しては、地主補償の一部資金として課税對象にすると言ひ始めるでしよう。彼ら地主や政府の一部には、一種の正義感のごとくに、旧小作人の得た土地の充實の高値には悪罵に近い放言をしてい

また、政府は、この法案はどこまで農地解放によつて起きた地主の社会的、経済的実情の調査にあるというが、これは、農林省が昭和三十年に行なつた臨時農林基本調査において、すでにその結果は明らかにされているのであります。旧地主層は、一般農民に

比へ、はるかにその生活水準は高く、その経営内容も良好であることは、われら同僚議員より引例も指摘もされてるので、再度ここでは述べ、ることを避けませんが、昭和三十年以後、農業界において大變革でもあるというならいざ知らず、政府与党は、自國自識、経済は伸展し、その安定度は増し、國民生活は向上したと常々言つてゐるが、それはうそなのでしようか。農林省の統計調査部は、でたらめな仕事をやつてゐるということでしょう。

今国会の内閣委員会で審査をしました各省の設置法十八、審議会、調査会等は十六ですが、この法案ほど、内容が膨大な補償金額を含み、しかも、現代を否定しがちな旧支配者を呼び戻すような邪惡に満ちた法案はないのであります。そして、今また与党の諸君から持ち出されているのが國民の祝祭日に関する審議会です。これは、祝祭日の検討に名をかりた、紀元節の復活のための審議会のやうです。その次が米典法ですが、これは國家に功勞のあつた者に勲章をというが、どうも、これも、名譽の金雞勲章がないと、自衛隊は日本海のかなたへ進軍しないだらう、という思惑から持ち出されてゐるやうであります。

これら前後を見直し、この法案の意図することの範圍を考えると、時代逆行もはなはだしいと思はざるを得ないのであります。常々、農村改革と農民

生活の向上こそ日本經濟の上昇と安定の支柱だなどと、口を開けば言つていられる与党の農政通の方々も数多く見るのであります。風光明るく、新風の吹くべき農村に過去の幽霊を満歩さすよるなこの法案は當然に否決さるべしと信じて、私は反対討論をいたす次第でございます。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 農地被買収者問題調査会設置法案 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

九三四

加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、接収資金等金の処理に関する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、接収資金等金の処理に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長早川崇君。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年三月九日

内閣総理大臣 岸 信介

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案
賠償等特殊債務処理特別会計法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ラオス」の下に「及びカンボディア」を加え、同条中「同国」を「これらの国」に改める。

附則

この法律は、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

理由

カンボディアが本邦に対して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務の処理に関する政府の経理を賠償等特殊債務処理特別会計において行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年三月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基準外国為替相場をいう。の下に」以下同じ。を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することのできる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の施行の日における基準外国為替相場と換算した本邦通貨の金額が九百億円又は一千四百九十七億六千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

第四条を次のように改める。
第四条 削除
第六条の見出し中「国債」を「基金等に出資した国債」に改める。
第十三条を第十五条とし、第十二条中「すべての本邦通貨」の下に「これに代るべき国債を含む。以下同じ。」を加え、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。
(国債による基金との取引)
第十二条 大蔵大臣は、前条第一号に掲げる買入を行う場合においては、同号の本邦通貨に代えて、国債によりこれを行うことができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による買入を行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の国債の買いもどしを行うことができる。

3 第一項の規定による買入を行うため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、国債を発行することができる。

4 前項の規定により国債を発行することができる金額の最高限度額は、国際通貨基金協定の規定に基き他の基金加盟国通貨を基金から買い入れることができる金額を買入の日における基準外国為替相場と換算した本邦通貨の金額とする。

5 第五条第三項から第五項まで、第六条及び第八条の規定は、第三項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項の命令に従い買い取る場合」とあるのは「第十二条第二項の規定により買いもどしを行う場合」と、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは「基金から第十二条第一項の規定による買入のため基金に引き渡した国債」と、第八条中「前三条」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。
(基金との取引により基金に引き渡した国債の償還等)
第十三条 政府は、前条第五項において準用する第六条の規定による償還に必要な金額を、同条の償還の請求があつたつど、外国為替資金から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
2 政府は、前条第二項の規定により国債の買いもどしを行つたときは、直ちに、これを国債整理基金特別会計の所屬に移して償却しなければならない。
3 第十条の規定は、前条第三項の規定により発行する国債について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指定する日(以下「指定日」という。)において、同行の所有する金地金(この法律の施行の日において同行の所有に属するものであることが指定日において大蔵大臣により認定されるものに限る。)のうち大蔵大臣の指定するものにつき、金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)第四条に規定する価格により評価し、その評価額により当該金地金の帳簿価額を改定するものとする。

3 日本銀行は、前項の金地金の同項の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額を、指定日の属する月の翌月末日までに、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十九条に規定する剰余金に含まれないものとする。

4 政府は、前項の規定により国庫に納付される金額を、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条第二項の規定により基金及び銀行に対して行い出資及び当該出資に伴い必要とされる費用の財源に充てるものとする。

5 第三項の規定により日本銀行が国庫に納付する金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)により事業税を課する場合における所得の計算上損金に算入する。

6 改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「旧法」といふ)第四条第一項の命令に基づき政府に売り渡された金地金は、その命令があつた時における旧金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六条に規定する価格により

売り渡されたものとみなし、この場合に生ずべき旧法第四条第二項に規定する差額に相当する日本銀行の益金相当額は、その売渡があつた時において、国庫に納付すべきものとしてこれに納付されたものとみなす。

7 第五項の規定は、前項の規定により国庫に納付されたものとみなされる金額について準用する。

理由

国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源を確保するための措置を講じ、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録に掲載〕

接収貴金属等の処理に関する法律案

右 国會に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

接収貴金属等の処理に関する法律

目的

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収された貴金属等、その後

連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいふ。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品
- 二 ダイヤモンドその他の寶石及び半寶石並びにこれらを用いた製品
- 三 前各号に掲げるものの容器及び付属品
- 四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦(政令で定める地域を除く)内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいふ。

3 この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいふ。

- 一 接収された貴金属等(接収の後に溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」といふ。)

二 接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金(これに係る利息を含む。以下同じ。)

三 連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金属に関する法律」といふ)第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。)

(他の法令との関係)

第三条 保管貴金属等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

(返還等の処理機関)

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金属等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第五条 その占有に係る貴金属等を接収された者(以下「被接収者」といふ)又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ)で、この法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む)は、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金属に関する法律第四条の規定により当該接収貴金属等に代るべき金

又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができ。

4 接取貴金属等の所有者(当該接取貴金属等に係る被接取者又はその相続人である者を除く。)は、被接取者又はその相続人が第一項の規定により当該接取貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接取貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができ。

5 接取貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接取貴金属等の被接取者が国でない場合には、当該接取貴金属等の被接取者は、第一項の規定にかかわらず、当該接取貴金属等の返還の請求をすることができない。この場合において、前項の規定を適用せず、国を

当該接取貴金属等の被接取者となし、第一項の規定を適用する。
6 被接取者又は接取貴金属等の所有者が国である場合には、接取時において当該接取貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。
(接取貴金属等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接取貴金属等については、返還請求者がその請求をすることができる者(以下「権利者」という。)であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接取貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。
2 前項の認定(返還請求者が権利者であると認めることを含む。)は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。
3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接取貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。
一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接取貴金属等の種類、形状又は個数(政令で定めるもの)については、総重量を認定することができないとき。
三 当該接取貴金属等が保管貴金属等のうちにないことが明らかなき(当該接取貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金属等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接取貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。)

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。
5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接取貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。
6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ。
2 前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。
3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。(特定する場合の返還)

第八条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定(その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。)に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接取貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。(特定しない場合の返還)

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。
一 保管貴金属等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。)で第六条第一項の認定に係る接取貴金属等と種類、形状、品位及び重量(第六条第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位)の等しいものがある場合には、当該接取貴金属等に係る権利者に対し、当該接取貴金属等の個数(当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。)を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接取貴金属等の個数に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。
二 第六条第一項の認定に係る接取貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合(次号に規定する場合を除く。)において、保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。
一 保管貴金属等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。
一 保管貴金属等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還

されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。)のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二第三条第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

三 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二第三条第一号に掲げるもののうち当該接収貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管

貴金属等で第二第三条第一号に掲げるものうち最低の品位のものと同じ品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと同じ重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

四 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接収貴金属等の評価額(前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、これらの規定による評価額)に

満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二第三条第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなす。

接収貴金属等	保管貴金属等
金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二第三条第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二第三条第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの

銀の地金及び製品	白金の地金及び製品	ルテニウムの地金	ロジウムの地金	パラジウムの地金	オスミウムの地金	イリジウムの地金
三 第二第三条第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの	一 接収の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二第三条第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二第三条第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品の代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの	第二第三条第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの	第二第三条第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの	第二第三条第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの	第二第三条第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの	第二第三条第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの
第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減すると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(第五條第二項又は第三項の請求に対する返還)

第十条 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六條第五項において準用する同條第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならぬ。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

(返還できない保管貴金属等の帰属)

第十一条 前三條の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二條の規定により返還することができないものを含む。)は、国に帰属する。

(返還の通知)

第十二條 大蔵大臣は、第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならぬ。

(返還に対する不服の申立)

第十三條 第八條から第十條までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前條の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後において、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の認定(その認定を変更する第七條第三項の決定を含む。)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

(受け取られない保管貴金属等の帰属)

第十四條 権利者が、第十二條の通知を受けた日(前條第一項の不服の申立があつた場合には、同條第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

(接収貴金属等の上に存した権利)

第十五條 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金属等につい

ての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に應ずるものとする。

ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に應ずるものとする。

(納付金)

第十六條 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受け

る場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接取前の契約に基づき、因から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接取貴金属等(保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。)についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接取前の契約に基づきこれらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等(金属の地金及び製品に限る。)の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5 第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

(納付義務に関する認定等)

第十七条 第五条第一項から第四項までの規定により接取貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接取貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならぬ。この場合において、当該接取貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接取貴金属等について第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接取貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3 第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

(納付金の求償)

第十八条 第八条から第十条までの規定により被接取者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百九十六条第一項に規定する必要費とする。

2 第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等を接取前の契約に基づいて買戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)

第十九条 その所有に係る接取貴金属等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする

者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接取貴金属等についての返還の請求に対して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二号に規定する預金又は第九条第三項ただし書(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接取貴金属等(当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。)の譲渡があつたものとみなす。

(交易営団等の接取貴金属等に関する特例)
第二十条 大蔵大臣は、接取貴金属等について第六条第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。)には、当該接取貴金属等が次の各号に掲

げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。)の所有に属していたものであるかどうかをあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む。)

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基づき、金属配給統制株式会社、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む。)

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基づき、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金(当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。)

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省

昭和三十四年四月七日 衆議院会議録第三十六号 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものと及び当該貴金属等による製品を含む。)

2 第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならぬ。

3 大蔵大臣は、第六条第一項の規定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならぬ。

4 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定(第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。)について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規

定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

(交付金)

第二十一条 国は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格

の基準として定められていた価格(以下「基準取得価格」といふ。)により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド(第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。)の総重量の比率によりあな分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日までの月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならぬ。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行ふ。

(接収貴金属等処理審議会)

第二十二條 大蔵省に、接収貴金属等処理審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一 第六条の規定による認定及び請求の棄却

二 第七条第三項(第十七条第三項及び第二十条第四項において準用する場合を含む。)又は第十条第四項の規定による決定

三 第八条から第十条までの規定による返還

四 第十六条の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金属等の評価

五 第十七条第二項の規定による認定

六 第二十条第一項の規定による認定

七 第二十一条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局次長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副総裁

六 学識経験者 六人以内

2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金属等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができらる。

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議(部会の審議を含む。)にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができらる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金属等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)

第二十七條 第五条の規定による返還の請求に関して、虚偽の申立をし、又は第十七条第一項若しくは

第二十条第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律

二 接収貴金属等の数量等の報告に関する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)

3 代替貴金属に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、こ

の法律の施行の際、貴金属特別会計に帰属する。

4 この法律の規定により国に帰属した貴金属等及び同法の規定により国に返還された固有の貴金属等で一般会計に所属するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般会計に所属する前項の貴金属等を、無償で、貴金属特別会計の所属に移すことができる。

6 貴金属特別会計においては、当分の間、前項の規定により同会計の所属に移された貴金属等で貴金属特別会計法(昭和二十四年法律第三十四号)第一条第二項に規定する貴金属以外のものに係る経理を行うことができる。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合国占領軍から政府に引き渡された第二条第三項各号に掲げるもの(同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で代替貴金属に関する法律第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。)のうち、昭和二十七年四月二

十八日からこの法律の施行の日の前日までの間に返還したものの明細を、この法律の施行後すみやかに、公告しなければならない。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管財局に臨時貴金属処理部を置く。

第十條第十一号を次のように改める。

十一 金の買取又は売渡の基本方針に関すること。

第十一條に次の二号を加える。

十五 貴金属特別会計を管理すること。

十六 接収貴金属等の処理に関すること。

同条に次の一項を加える。

2 臨時貴金属処理部においては、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。

第十七條第一項の表中連合国財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接収貴金属等の処理に関する法律(昭和二十三年各号)に掲げる事項に關し、調査審議すること。	接収貴金属等の処理に関する法律(昭和二十三年各号)に掲げる事項に關し、調査審議すること。
--	--

理由

連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属及びダイヤモンド並びに接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍から政府に引き渡された金の地金等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

接収貴金属等の処理に関する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 謙五郎

(参議院送付案と同院修正に係る案文を掲ぐ、小字は修正)

(納付金)

第十六條 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の〇・二に相当する金額を国に納付しなければならぬ。

2 前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受け

る場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基き、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代る当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む)以下次条及び第十九条において同じ。)についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基きこれらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等(金属の地金及び製品に限る。)の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5 第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 たいだいま議題となりまして三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、去る三月二日署名され、国会の承認を経るため、別途今国会に提出いたしました、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定に基いて、総額十五億円の無償の経済及び技術援助をわが国がカンボディアに供与することになりましたので、右債務に関する政府の経理を賠償等特殊債務処理特別会計において行うことができることとしたこととするのであります。

本案につきましては、審議の結果、本七日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるのに伴いまして、出資額に関する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源を確保するための措置を講じ、あわせて所要の規定の整備をはかりとするものであります。

すなわち、まず第一に、政府は、基金または銀行に対し、それぞれ二億五千万ドルまたは四億一千六百万ドルの追加出資を行うことができることとしたしております。

第二に、この追加出資額の払い込みの財源に充てるため、日本銀行所有の金地金のうち、大蔵大臣の指定するものについて、日本銀行にこれを再評価させ、これによって生じた再評価益金を全額国庫に納付することとしたしております。

第三に、昭和二十七年の加盟時における出資に当り、政府が日本銀行から帳簿価格で買い上げた金地金の買上価格と、その金地金を当時の金管理法の規定に基づく価格により評価した場合の価額との差額は、買い上げがあったときにおいて国庫に納付すべきものとして、これに納付されたものとしたしております。

第四には、政府が国際通貨基金から外貨買入れの取引を行うに当りまして、基金に対して円現金を支払うかわりに、無利子の交付国債によってこれを行うことができることとし、これに伴いまして、この国債の発行、買戻し、償還等に関する所要の規定を設けております。

本案は、慎重審議の結果、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、石野委員は社会党を代表して本案に反対する旨、また、足立委員は自由民主党を代表して本案に賛成する旨の討論を行いました。次いで、採決いたしましたところ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、接収貴金属等の処理に関する法律案について申し上げます。

この法案は、まず第一に、貴金属等を接収された者またはその所有者の返還請求の手續を定めており、第二に、接収貴金属等の返還の方法を定めており、第三に、返還される貴金属等について、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるとを除外し、その価額の一割に相当する金額を国に納付させることとしたしております。さらに第四に、接収された貴金属等のうち、交易営団、中央物資活用協会、金銀運営会、金属配給統制株式会社、金銀運営会、金属配給統制株式会社、及び政府の指示または委託に基いて回収あるいは買入れたもの、及び軍需品が軍需品の材料として旧軍または

軍需省から買入れたものはすべて国に帰属させるとともに、これらの者に對しては、貴金属等の取得の代金及びその手数料または加工費に相当する金額をそれぞれ交付することとしたしております。第五に、接収貴金属等処理審議会及び臨時貴金属処理部の設置について規定し、第六に、国に帰属または返還された貴金属等で一般会計に所属するものは無償で貴金属特別会計の所屬に移して管理することとしたしております。

以上が政府案のおもな内容であります。本案は参議院先議で、去る三月十日の参議院大蔵委員会において附帯決議を付して修正議決され、同十三日本会議において可決いたしました。修正の内容は、納付金が価額の一割であったのを二割と改めたものであります。

本法案は、大蔵委員会に付託されて以来、慎重に審議を続けて参りましたが、本日、社会党の平岡忠次郎君外十三名提出の修正案が提案いただきました。

修正案の内容は、第十六条の納付金について、接収貴金属に対する国民感情と憲法の財産権不可侵の原則との両者を彼此勘案して、二割を五割に修正しようとするものであります。

次いで、質疑を終了し、討論に入りましたところ、石野委員は、社会党を代表して修正案に賛成し、原案に反対

する旨、また、足立委員は、自由民主党を代表して賛成する旨の討論を行いました。次いで、採決いたしましたところ、修正案は起立少数をもって否決され、原案は起立多数をもって可決されました。

なお、以上の各法律案に対する質疑応答の詳細につきましては会議録に掲載することといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 接収貴金属等の処理に関する法律案につき討論の通告があります。これを許します。石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、日本社会党を代表して、たいだいま議題になりました接収貴金属等の処理に関する法律案に断固として反対するものでございます。

(拍手)

本法案は、第十九国会以来五カ年間、すでに四回にわたって審議未了となった、いわくつきの法案でありまして、わが党は、占領軍によって接収された貴金属は、戦時中の供出貴金属と同様に、国の所有に帰せしめて、戦争で肉親を失い、今日なお生活の苦悩にあえいでいる遺家族や、または戦争の犠牲者に対して、これを社会保障の立場からその経費に充てるべきであるという主張を持ってまいりました。この法案が通過、確立いたしますと、戦時中

に強制供出をいられた多くの人々に
対しては、何一つその見返りがな
い、あるいはまた、本人が買い戻しを
しようとしてもでき得ないにもかかわ
らず、この法案のもとにおいて、法人
としては約百四十八の法人が、また、
個人としては同じく百数十の個人の
方々が、それぞれ、法人は三十九億
円、個人は二億円、それに、戦争中日
銀が買い戻し条件付の金製品の買い上
げをしておるものとして三億円の返還
が行われるのであります。しかも、これ
らの法人あるいは個人は、戦争中、多
くの人々が戦争に協力し、国に協力し
て、自分のはめておる指輪をはずし、
あるいは、めがねの金ぶちまでも国家
に供出していたときに、この人々は、
多くの場合、その供出をしなかつた
人々であります。そういう人々が、戦
後において占領軍が日本に来てから、
その接収にかかったものとして、これ
らのものが取り上げられたのでありま
す。政府の答弁によりまして、この
四十四億円の中には、政府からそれに
払い下げをしたようなものはないのだ
というようにことを言っておりましてと
すれば、それは、もとより、戦争中に
供出すべかりしものであつた貴金属で
あるといわなければなりません。この
ような諸君に対して、今こういふよう
な大きな金額の返還が行われるという
ことは、どうしてもこれは国民感情の
立場から納得のいかにいふところであり

まして、社会党としては、絶対にこう
いふようなことは許さるべきでない
と考へ、われわれは反対するわけであり
ます。(拍手)

しかも、この三十九億の法人の諸君
に対しては、会社によりまして、日本
金属のごときは十二億四千五百万円
の返還を受けるのであり、田中金属興業
株式会社は三億五千三百万円の返還を
受け、三菱電機株式会社は三億三千三
百万円、東洋工機株式会社は三億二千
四百万円、旭ダイヤモンド工業株式会
社は二億八千六百万円の返還を受け
る。また、個人としては、永井とい
う方が一億六千万円、江藤といふ方が
三千万円、根岸といふ方が一千三百万
円、その他多くの個人の人々がこの返
還を受けるのであります。買い戻し条
件付の金製品といふものは三億円に
ついては、これは戦争中に日銀が買い上
げしたが、買い戻し条件がついておるか
らといふので、今これを戻すといふの
であります。戦争中に代金も受けず
に供出しておる人々と、こういふ買い
戻し条件がついておるから買い戻し
ができるのだといふことを考へ合せ
たときに、国民の諸君はこれを納得す
るであります。われわれは、こ
れは絶対に納得できないことだと思
うのであります。

この法案が通過すると、一般には貴
金属ブームがくるとさへいわれており
ます。そういうふうなうわさも立つて

おるほど膨大な貴金属が市中に流れ
てくるのであります。しかも、こうい
う人々は、決して戦争のために大きな
被害を受けて今日生活に苦しんでおる
人々でない。これらの人々は、むしろ
富裕者であります。政府が、戦争中に
まじめにやつた者に対しては何一つあ
たたかい思いやりをしないで、戦争中
にはほとんど隠匿をしておつた諸君
に、こういふような大きな金額にわた
るものを返還するといふことになりま
す。直者が得をするといふことを不正
直者が得をするといふことをそのまま
裏づけすることになつてしまふ。われ
われは、絶対にこういふことを許すこ
とはできないのであります。

この法案の持つ内容の中で、特に私
どもが反対をしなければならぬ考へ
方の第一点として、私は、この法案
は、もつとで戦争中に供出された貴
金属と同様な扱いを受けるべきもので
あるといふ観点を持つておるからであ
ります。一九四七年の極東委員会は、
対日貿易十六原則の中で、金、銀その
他の貴金属及び寶石、宝石のストック
を明らかに日本の所有として立証され
るものは、終局的には賠償物件として
処理すべきものであるといふ、断定的
なわれわれに対する通告を行つてお
り、規定されてきておるのであります。
こういふ建前からするならば、こ
れらの貴金属といふものは、当然に賠
償物件として処理されなければいけな

い。そして、また、今日、私どもが、賠
償問題はすべて解決しておるとするな
らば、これらの物件はすべて賠償の物
件としてすでにもう処理済みのもので
あるといふ点を考へますと、たまた
ま、賠償の案件が成立されておらない
ために、こういふ問題が出てきておる
のであります。これらの観点からし
ても、この貴金属の取扱いは、国民の
全般的な立場から見ると、非常に重要な
問題であるといわなければなりません。

一九五一年六月十七日付のスキヤッ
ピンの七七四三—Aといふものによつ
て、日本大蔵省は接収貴金属の処理に
ついての処置をしようといふ通
告を受けております。しかし、それと
同時に、その通告の後段においては、
貴省はさらに平和条約の発効に伴つて
起つてくるであろうすべての関連事項
の処理のために必要な準備をすること
を認められるといふことが書きとめら
れておるのであります。このことの意味
は、先ほど来言つておりますように
に、平和条約の発効に伴つて、これら
の貴金属に関連するすべての問題に対
する処理をすることを考へなければなら
ない政府の立場があるのであつて、
それは同時に、いわゆる接収貴金属
と、かつて供出された貴金属との間の
関連性を考へなければならぬのであ
ります。そういう問題に全然考慮を
払つていないのであります。政府のこ

の立場は、戦争中に多くの人がが無理
やりに供出させられたものに対しては
一顧だにしようとしないう立場をとり、
そうして、法人においては百四十数
名、個人におきましても百数十名とい
う、ごく少数の人々に対して、今日非
常に高価な形に価格変動しております
貴金属を返還しようといふような立場
をとることは、常に政府、自由民主党
が少数の大資本家や大富裕者に対して
奉仕する態度をとり、戦争によつて精
苦を受けた多くの国民に対して同じよ
うな立場で臨まずして、ごく少数の
人々を守る、許せない態度であると断
ぜざるを得ない。(拍手)私たちは、こ
ういふ立場は、国民の立場から見ると
絶対に許せるものでないと思つており
ます。私たちは、そういう立場からも、
この法案に対して反対しなければなら
ません。

特に、この法案の本質的なものとし
て、憲法で許された私有権を尊重しな
ければならぬといふことを盛んに
言つております。しかし、私有権を尊
重しなければならぬといふならば、
戦争中に供出した人々の私有権に対
してはどういふふうな考へを持つてい
るかといふことを、まずお尋ねしなけれ
ばいけない。政府は、それに対して何
一つ考へていない。また、今日返還す
るんだといふ法人の中には、当時軍管理
の工場であり、あるいは軍の監督工場
として、常に、陸軍や海軍あるいは軍

九四三

備者から、あたたかい手当をもって守られておつた会社が数多くあるのではありません。その人々は、当時、ただのよきな値段で原材料としての貴金属を受けているはずであります。そういう問題についての調査が明確でありません。それにもかかわらず、これらのものをその法人や個人の所有だということに断ずるならば、その払い下げる物資そのものが、国民から供出された貴金属を混和状態に置いたものでありまして、溶解して一つの延べ棒にしてしまっているものである。そういうものであるとするならば、以前の所有者に対する、戦争中に供出した人々に対する配慮は、なぜ行われぬか。憲法上の私権をこの人々に対してなぜ尊重する立場をとつてやらないかというところを、われわれは主張しなければいけない。こういう立場からしても全く片手落ちであり、今日この接収貴金属の返還を受ける人々に対して、ごく少数の富裕者や法人に対して、政府あるいは自由民主党が不均衡な取扱をするものであるといわなければならぬ。

これらの観点から、かつていろいろわさがありましたように、この接収貴金属の問題は、この法案が成立したときに莫大な政治献金が出てくるであろうというようになりわざささも出てくるのは、ゆえなしとしないのであります。私たちは、私権を尊重しなければならぬという主張の根拠はきわめて薄

いものであり、それはごく少数の富裕者に対する主張であるとしか断ずることができないのであつて、かかる点からいっても、この憲法の私権尊重の論拠は、政府の所論も、また自民党の所論も成り立たないと断ずるのであります。

また、この法案によりまして、閉鎖機関である法人に対して約十二億四千万円の貴金属の返還が行われるのであります。これはきわめて不明朗であります。また、理解のできないことでもあります。日銀の倉庫の中の暗い地下に眠つておるところの、しかも混和状態に置かれておるところのこの延べ棒、その所有が明らかでない、だれに帰属するかわからないようなものを、だれに、どのようにして返還しようとするのか。私は、こういうような問題がこの法案の中で認められているというところは、どうしても、国民感情の立場からいっても、正当な、正義の立場からいっても、これは認めることはできないのであつて、不明朗きわまるものであると断ぜざるを得ないのであります。

本法の第二十条におきましては、交易公団等の接収貴金属等に関して特例を設けて、取得者の所有に属していたものであるかどうかを認定することを規定してあるのであります。これは本法実施に当りまして非常に重要な条文であると私は思います。この条文

の取扱いいかんによりましては、ただいま申し上げましたような不均衡さが一そう不明朗なものとして輪をかけていくだろうと思つてあります。私も、軍需品の修理あるいは製造に従事していたところの、旧陸、海あるいは軍需省の庇護のもとに、これらの貴金属を国の所有として、ただ払い下げを受けた多くの製造工場や法人等に対しての、その所有の帰趨を決するこの条文の取扱いは、国民の多くの人々が持つ疑惑を、あたかも、これによつて目隠ししようとする、巧妙な案文であると思えないのであります。私どもは、この法案が全体を通じて持つところの、ごく少数者の利益を守り抜こうとする自由民主党の考え方に對して、どうしても納得できないのであります。

私は、この法案が成立いたしますならば、法案の成立そのものによつて問題は解決しましたが、国民には納得できない多くの問題が出てくると思つてます。戦後、社会的にあるいは経済的に、正直者がばかを見る、不正直者、また陰險な人々がもうけるんだということが常識化されておりますが、特に、戦争中、政府あるいは軍の要請に基いてまじめに供出した者は、何一つそれのお返しがないときに、ふまじめで、しかも、政府に協力しないで、そうして隠匿していた者が、戦争が終了後に、その隠匿物資であつたものが

占領軍によつて接収されて、それが今日このようにして返されるということになりますと、戦争中のふまじめな者、非協力者が、今日政府と国会のあたたかい手によつて守られるという、きわめて理解のできない事態が出てくるのであります。国民感情の立場からいしても、絶対にこれは認められないのであります。同時に、政治に対する国民の信頼はまさに地に落ちるにひとしきり出てくるであらうと思つてあります。ひとり、接収貴金属の問題は、その所有のいかんを決するといふだけの法案ではございせん。この法案の中を貫くものは、国民の政治に対する信頼をいかにして確保するかという、その帰趨を決すべき、きわめて重要な内容が入つておるのだと、われわれは信じております。

それゆゑに、私どもは、これらの接収貴金属は、さきにも申しましたように、戦争中に供出した貴金属と同様に、これを国が接収して一切を国の所有に帰せしめ、そして、それらのものは、多くの戦争の犠牲者や、今日貧困を訴えておる人々にこれを分ち与えるような処置をすべきが、最も妥当公正な処置であると信じております。だから、われわれは、委員会においても、憲法上認められておる私権の問題は一応認めるといふ立場をとる、あるいはまた、参議院におけるところの修正

の段階をも顧慮して、われわれは絶対に反対であるけれども、それでもなおかつ、多くの国民諸君のその感情にこたえるべき処置として、納付金の比率を二〇%から五〇%に上げることによつて、自由民主党の諸君の協力をいただき、そして国会が国民からも信頼を失わないような処置を改善の策としてとらうと試みましたが、自由民主党の諸君は、それに対して協力をしてくれない。われわれは、きわめて残念だと思つております。おそらく、国民諸君は、この自由民主党の態度に対して疑義を差しさむであらうと信じております。

いろいろな善意のある処置を国会がとるべきであるにもかかわらず、牢固として政府の原案を守り、あるいはまた、わずかのばかりのごまかしによつてこの少数者を守り抜こうとする、自由民主党の魂胆を貫き通そうとするこの法案に対しては、絶対に日本社会党は賛成できないのである。また、国民の多くの人々も、その国民的感情の立場から、これは賛成し得ないであらうといふことをここに申し上げて、私は本法案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(加藤鎌五郎君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であり

ます。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(加藤健五郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤健五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

出席國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

國務大臣 伊能繁次郎君

國務大臣 山口喜久一郎君

出席參議院議員

參議院議員 草葉 隆圓君

出席政府委員

人事院事務総局長 瀧本 忠男君

総理府総務長官 松野 頼三君

総理府恩給局長 八巻淨之輔君

大蔵政務次官 山中 貞則君

農林政務次官 石坂 繁君

運輸政務次官 中馬 辰梧君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る一日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の

実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(報告書受領)

一、去る二日内閣を経由して内閣総理大臣岸信介君から加藤議長宛、原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第二十一条第二項の規定による昭和三十一年度原子燃料公社業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

一、去る二日内閣から、原子燃料公社法第二十六条第三項の規定による原子燃料公社の昭和三十一年度事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。

(政府委員承取)

一、去る四日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

行政管理庁長 原田 正
政監察局長 小幡 久男
防衛庁教育局長 板野 學
郵政省郵政局長 坂野 學
労働省婦人 谷野 せつ
少年局長

(政府委員免令通知受領)

一、去る一日岸内閣総理大臣から加藤議長宛、同日(法制局長官総務室主任)吉國一郎および(特許庁総務部長)伊藤繁樹の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る二日岸内閣総理大臣から加藤議長宛、同日(郵政省電波監理局長)

濱田成徳の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る四日議長において承認した原田正、小幡久男及び坂野學を、同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、行政管理庁行政監察局長大丸實は去る一日行政管理事務次官に、防衛庁教育局長心得小幡久男は去る一日防衛庁教育局長に任ぜられ、また郵政省郵務局長事務代理會山克巳は三月二十六日同局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員はそれぞれ自然消滅になった。

(常任委員辞任)

一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 平塚常次郎君
文教委員 木村 守江君
高石幸三郎君 原田 憲君
小松 幹君 門司 亮君
嶋田 宗一君 木倉和一郎君
久野 忠治君

商工委員 板川 正吾君 河野 密君
建設委員 辻原 弘市君 本島百合子君
山中日藏史君

予算委員 内田 常雄君 久野 忠治君
石村 英雄君 北山 愛郎君
清瀬 一郎君 鈴木 一君

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

今松 治郎君 小金 義照君
額田 彌三君 始関 伊平君
田中 龍夫君 田村 元君
谷川 和穂君 天野 光晴君
加藤 精三君 坂田 英一君
瀬戸山三男君 永山 忠則君
野原 正勝君 原 健三郎君

地方行政委員 加藤 精三君 野原 正勝君
今松 治郎君 小金 義照君

外務委員 森下 國雄君 中村 寅太君
文教委員 天野 光晴君 高橋 英吉君
竹下 登君 渡海元三郎君
中村 寅太君 長谷川 峻君
岡崎 英城君 菅家 喜六君
瀬戸山三男君 高瀬 傳君
高橋清一郎君 森下 國雄君

運輸委員 原 健三郎君 田中 龍夫君
一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田中 龍夫君 薄田 美朝君

法務委員 綾部健太郎君 池田 勇人君
一萬田尙登君 犬養 健君
川島正次郎君 薄田 美朝君
竹山祐太郎君 馬場 元治君
濱田 正信君 秋田 大助君
嶋田 宗一君 木倉和一郎君
久野 忠治君 田中 龍夫君
床次 徳二君 福永 一臣君
藤枝 泉介君 細田 義安君

大蔵委員 嶋田 宗一君 藤枝 泉介君
池田 勇人君 一萬田尙登君
農林水産委員 保岡 武久君 竹山祐太郎君

商工委員

木倉和一郎君 細田 義安君
大養 健君 川島正次郎君
予算委員 久野 忠治君 船田 中君
綾部健太郎君 馬場 元治君

(常任委員補欠選任)

一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

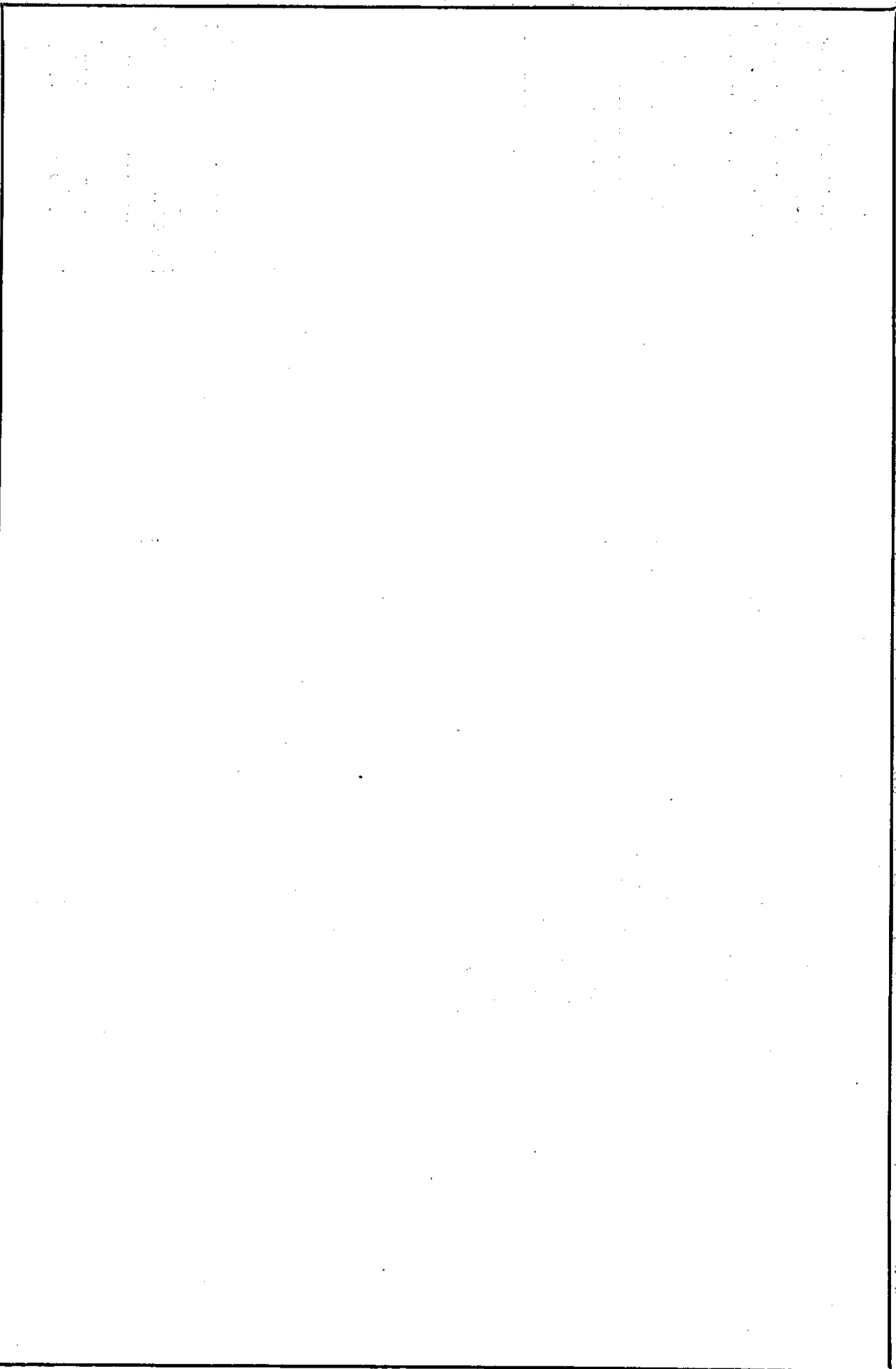
外務委員 野田 武夫君
文教委員 嶋田 宗一君 久野 忠治君
木倉和一郎君 長谷川 峻君
石村 英雄君 小松 幹君
木村 守江君 高石幸三郎君
清瀬 一郎君

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した報告

<p>商工委員 山中 露史君 鈴木 一君 建設委員 北山 愛郎君 山中 吾郎君 板川 正吾君 予算委員 平塚常次郎君 清瀬 一郎君 木島百合子君 辻原 弘市君 久野 忠治君 河野 密君 一、去る三日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 野原 正勝君 加藤 精三君 天野 光晴君 瀬戸山三男君 原 健三郎君 永山 忠則君 坂田 英一君 織瀬 彌三君 小金 義照君 谷川 和穂君 始岡 伊平君 田村 元君 今松 治郎君 田中 龍夫君 地方行政委員 小金 義照君 今松 治郎君 野原 正勝君 加藤 精三君 外務委員 中村 寅太君 森下 國雄君 文教委員 瀬戸山三男君 高瀬 傳君 菅家 喜六君 岡崎 英城君 森下 國雄君 高橋清一郎君 渡海元三郎君 竹下 登君 天野 光晴君 高橋 英吉君 長谷川 峻君 中村 寅太君</p>	<p>運輸委員 田中 龍夫君 原 健三郎君 一、去る四日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 薄田 美朝君 田中 龍夫君 法務委員 久野 忠治君 鴨田 宗一君 藤枝 泉介君 木倉和一郎君 細田 義安君 田中 龍夫君 秋田 大助君 床次 徳二君 福水 一臣君 竹山祐太郎君 池田 勇人君 大養 健君 綾部健太郎君 薄田 美朝君 馬場 元治君 濱田 正信君 一萬田尙登君 川島正次郎君 大蔵委員 池田 勇人君 一萬田尙登君 鴨田 宗一君 藤枝 泉介君 農林水産委員 竹山祐太郎君 保岡 武久君 商工委員 大養 健君 川島正次郎君 木倉和一郎君 細田 義安君 予算委員 綾部健太郎君 馬場 元治君 久野 忠治君 船田 中君 (議案提出) 一、去る一日議員から提出した議案は 次の通りである。</p>	<p>臨海地域開発促進法案(川島正次郎 君外七名提出) 一、去る三日内閣から提出した議案は 次の通りである。 養鶏振興法案 一、去る四日委員長から提出した議案 は次の通りである。 裁判所職員定員法の一部を改正する 法律案(法務委員長提出) 一、去る四日内閣から提出した議案は 次の通りである。 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄労働組合関係) 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(日本国有鉄道機関車労働 組合関係) 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄職能別労働組合連合 関係) 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄新潟地方労働組合関 係) 農林水産委員会 付託 一、去る三日委員会に付託された議案 は次の通りである。 養鶏振興法案(内閣提出第一八五号) 農林水産委員会 付託 一、去る四日委員会に付託された議案 は次の通りである。 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄労働組合関係)(内閣 提出、議決第二号)</p>	<p>保健婦、助産婦及び看護婦等の産前 産後の休業中における代替要員の確 保に関する法律案 (議案付託) 一、去る一日予備審査のため参議院か ら送付された議案は次の委員会に付 託された。 保健婦、助産婦及び看護婦等の産前 産後の休業中における代替要員の確 保に関する法律案(片岡文重君外六 名提出、参法第一三三号)(予) 社会労働委員会 付託 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を 改正する法律案(阿具根登君外八名 提出、参法第一二二号)(予) 商工委員会 付託 一、去る二日委員会に付託された議案 は次の通りである。 臨海地域開発促進法案(川島正次郎 君外七名提出、衆法第六七号) 国土総合開発特別委員会 付託 一、去る三日委員会に付託された議案 は次の通りである。 養鶏振興法案(内閣提出第一八五号) 農林水産委員会 付託 一、去る四日委員会に付託された議案 は次の通りである。 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄職能別労働組合連合 関係)(内閣提出、議決第四号) 公共企業体等労働関係法第十六条第 二項の規定に基き、国会の議決を求 めるの件(国鉄新潟地方労働組合関 係)(内閣提出、議決第五号) 以上四件 社会労働委員会 付託 (議案送付) 一、去る一日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。 中小企業退職金共済法案 消費生活協同組合法の一部を改正す る法律案 一、去る二日予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。 臨海地域開発促進法案(川島正次郎 君外七名提出) 一、昨六日予備審査のため次の本院議 員提出案を参議院に送付した。 裁判所職員定員法の一部を改正する 法律案(法務委員長提出) (回付議案受領) 一、去る三日参議院から回付された内 閣提出案は次の通りである。 最低賃金法案</p>
--	---	---	---

昭和三十四年四月七日 衆議院會議録第三十六号

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日



九四八

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
 (送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四三二一番